

第1日目（9月2日）

○議 長（小澤 実君） ただいまから令和元年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので報告いたします。また、新潟日报社及び雪国新聞より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時32分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議席番号22番・阿部久夫君及び議席番号1番・大平剛君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る8月23日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日9月2日から9月20日までの19日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月2日から9月20日までの19日間と決定いたしました。

○議 長 表彰伝達式のため、暫時休憩いたします。

[午前9時34分]

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

[午前9時34分]

○議 長 この表彰は全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長 それでは、被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けた者、市議会議員在職15年以上表彰、牧野晶、同じく阿部久夫。まことにありがとうございます。以上、2名の方が表彰を受けられました。

最初に、牧野晶議員、前のほうへお進みください。

○議 長 表彰状 南魚沼市 牧野晶殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄 代読。

[拍手]

○議会事務局長 つきまして、阿部久夫議員、前の方へお進みください。

○議長 長 表彰状 南魚沼市 阿部久夫殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄 代読。

〔拍手〕

○議会事務局長 おめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

○議会事務局長 ありがとうございます。

○議長 長 ここで市長から祝辞をお願いいたします。

○市長 本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました、牧野晶議員、阿部久夫議員に対しまして、市民とともに心からお祝い申し上げ、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに、深く感謝を申し上げる次第です。大変おめでとうございます。

このたび表彰を受けられましたお二人は、その円満なる人格と市政に対する熱意により、旧町時代から市民の厚い信頼を受けられ、長年にわたり議員として活躍をいただけてまいりました。それぞれのご功績につきましては割愛をさせていただきますが、お二人が豊かな見識と卓越した手腕をもって、議会の円滑な運営に努められ多大なご貢献をされるとともに、市政の健全なる発展のために終始一貫してご努力賜りましたことに、深く敬意を表する次第です。

地方自治体においては、人口減少、雇用対策、移住定住促進といった地域社会の大きな課題に取り組むことが求められておりまして、自治体独自の取り組みがますます重要になる時代となっております。地方自治の健全なる発展のため、地方議会が果たすべき使命もますます大きくなっていると感じております。

表彰を受けられましたお二人にあつては、今後ともご自愛をいただきまして、南魚沼市の発展のため、地域の発展のため、さらなるお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げますとともに、このたびの受賞を、繰り返しますが、お祝いを申し上げまして祝辞とさせていただきます。令和元年9月2日、南魚沼市長 林茂男。大変おめでとうございます。

○議長 長 市長、大変ありがとうございました。

それでは、被表彰者より謝辞をお願いいたします。まず、最初に、牧野晶君、ご登壇願います。

○牧野 晶君 在籍15年ということで、この表彰を受けることになりました。ひとえに同僚の議員の皆様、そして執行部の皆様、そして何より住民の皆様、これらの温かいご指導により、私はこれまで18年、議員として活動してまいりました。これからも一生懸命頑張ります。市政が発展していければと、微力ながら頑張っていきたいと思っております。本当にきょうはこのような場をつくっていただきまして、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 長 ありがとうございます。続きまして、阿部久夫君、ご登壇願います。

○阿部久夫君 先ほどは市長から身に余るお言葉をいただきまして、本当に汗顔の思いであります。私も牧野議員と同じ、議員をやって18年になります。その間、本当に地域のため、市のために頑張ってきたのかなというふうに思うこともあります。そうした中で議員の皆さん、そして市の執行部の皆さんのおかげで、副議長や議長を経験させていただきました。本当にこれも旧議員の皆さん、今、現職の議員の皆さん、そしてやめられた執行部の皆さん、そうした思いがあつてこそ、今日、私が議員をさせていただいていると思っております。

こうした思いも残すところあと2年、この任期がありますけれども、目いっぱい頑張りたいと、そういうふうに考えているところでございます。このような表彰の場をつくっていただきましたことに改めて感謝を申し上げまして、私からの謝辞とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 ありがとうございます。なお、ただいま表彰を受けられました方におかれましては、去る4月9日に北信越市議会議長会会長より、同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りし、ご報告申し上げます。

以上で、表彰伝達式を終わります。

○議長 長 片づけ、被表彰者の写真撮影のため休憩といたします。休憩後の再開は10時ちょうどといたします。

〔午前9時44分〕

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時00分〕

○議長 長 NHK新潟放送局より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可します。

○議長 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。  
総務部長。

○総務部長 たびたび貴重なお時間をいただき大変申しわけありません。所信表明資料と議案に誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。お配りいたしました正誤表のとおり、1点目は所信表明資料10ページの最下段の表の訂正です。開会前にご説明申し上げましたように、条例2件を取り下げさせていただきましたので訂正をお願いするものです。

2点目は第68号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてでございます。1ページ、上から4行目の令和元年9月2日の後に、「提出」という記載が漏れておりましたので、追加をお願いしたいものでございます。確認が至らず、大変申しわけございませんでした。さらに緊張感を持って間違いのないよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 次に監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。  
監査委員。

○監査委員 このたび提出させていただきました、平成30年度南魚沼市公営企業会計決算

審査意見書の病院事業会計の中で2か所、訂正をさせていただきたくお願い申し上げる次第であります。監査委員としましては、このような事態を引き起こしてしまったことに対して、関係各位の皆様には深くお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

このことの反省を踏まえまして、今後このようなことがないように十分注意して務めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、訂正箇所でございますが、平成30年度南魚沼市公営企業会計決算審査意見書の4ページ、病院事業会計、業務状況について、①大和病院事業の上から10行目の部分でございますが、健診事業では健診日数を「6日間」としてありますが、これを「7日間」にご訂正をお願いします。

もう一点でございますが、41ページ、ゆきぐに大和病院、南魚沼市民病院合算の表の下の(注)のところの2行目、年間総病床数、平成30年度が6万7,525床、平成29年が6万7,580床、この平成29年度のところを「6万5,780床」にご訂正をお願いしたいと思います。

以上、2点、訂正をお願いしたく、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

令和元年9月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思っております。大変ありがとうございます。

ここで、6月定例会以降の経過などにつきましてご報告申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。高齢者のインフルエンザ予防接種事業につきましては、これまでは対象者に接種券を郵送しておりましたが、今年度から医療機関に予診票を設置する方式に切りかえまして、対象者に案内はがきを発送いたしました。成人男性の一定の年齢層を対象とする風しんの第5期予防接種事業につきましては、医療機関や健診機関のご協力により混乱なく推移をしております。引き続き、情報収集に努め、市民への案内を的確に行いながら予防接種事業を進めてまいりたいと思っております。

6月1日付で選任いたしました医療政策特別顧問と市長との勉強会につきましては、国の動きを見据えた中での持続可能な医療体制の構築や、医療によるまちづくりなどについて、月1回のペースで協議を行っております。また、市の現状と課題を分析するため、市職員を中心としたワーキンググループ会議を7月に2回開催したところであります。

子育て支援につきましては、上田地区統合保育園の実施設計を発注しまして、令和3年度の開園に向けた準備を進めております。また、大崎保育園の職員駐車場の整備に着手をしまして、送迎時の混雑解消を図ってまいります。

令和2年度から5か年を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」につつま

しては、素案を作成して「子ども・子育て会議」において審議し、年末にはパブリックコメントを実施する予定で作業を進めております。

幼児教育・保育の無償化につきましては、無償化の対象外となりました副食費の金額を定め、私立そして公立の保育園において保護者説明を行いました。これにより制度の周知は進んでいるものと考えております。なお、無償化に関連する予算と市単独事業補助金の組みかえを補正予算に計上いたしました。よろしくお願いいたします。

福祉関係につきましては、12月1日に民生委員・児童委員の一斉の改選が行われることから、8月2日に南魚沼市民生委員推薦会を開催し、改選に向けた準備を進めているところであります。

公営住宅関係については、7月12日に1回目の住宅委員会を開催しました。公募戸数33戸に対して13件の申し込みがあり、最終的に8戸の入居を決定しました。

介護保険関係については、介護人材確保緊急支援事業の一環として、8月に介護支援専門員受験対策講座を開催しました。介護サービス事業所に勤務し、介護支援専門員を目指す9名の方々が、10月に開催される本試験の直前対策として計6回の講義を受講しました。引き続き、介護人材不足の解消と資格取得への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、前年度繰越額など、当初予算からの変更額を補正予算に計上しました。よろしくお願いいたします。

病院事業につきましては、ゆきぐに大和病院では、人生の最終段階における医療の意思決定支援を組織的に行うため、全職員を対象とした院内研修会を繰り返し開催し、医療の質の向上に努めております。市民病院では、4月から院内に居宅介護支援事業所が開設され、病棟や地域医療連携室との情報共有がより密となり、退院調整や退院への移行がスムーズに行われているものと考えております。これにより訪問看護ステーションへの訪問看護の依頼も増加しているという状況でございます。また、医師確保においては、県立十日町病院との専門分野を補完するための医師の相互派遣、また、魚沼基幹病院をはじめ、自治医科大学附属さいたま医療センターなどから非常勤内科医師の派遣を増員していただき、医療体制の確保に努めているところでございます。

次に、教育・文化についてであります。7月23日に、六日町小学校2年生の女子児童が作業車との事故により亡くなるという、大変痛ましい事故が発生してしまいました。さらに、その後、7月30日には六日町中学校2年生の男子生徒が重傷を負う交通事故が起きてしまいました。このため、8月1日に緊急校長会を招集し、悲惨な交通事故から児童生徒を守るための取り組みについて、再確認とその徹底を指示したところであります。

小中学校のエアコン事業につきましては、全て完了しまして、7月から運転を開始しております。上田地区の学校統合では、第一上田小学校の大規模改修工事に着手し、夏休み期間中にしかできない工事を優先して行い、令和2年1月5日までに竣工する予定で進めております。また、統合に伴う閉校記念式典は、第二上田小学校では11月9日、第一上田小学校では11月16日に予定しております。

石打地区の学区再編につきましては、7月30日に第1回目の検討委員会を開催しました。話し合いによりまして、今年度末を目途として結論を出したいとの目標が示されています。公募の委員などを加え、9月19日に第2回の検討委員会が開催される予定となっています。

越後上布・小千谷縮布技術保存協会の定期総会が6月28日に小千谷市で開催され、伝統技術を次世代へ継承していくための伝承者養成講習会事業などの事業実施が承認されております。

生涯スポーツの推進については、7月11日、12日にベーマガ STADIUM において第101回全国高校野球選手権新潟大会の2回戦4試合が行われまして、2日間で約2,200名が観戦に訪れ、大変盛況でありました。公式戦の開催は今回初めてであり、この後は秋季大会以降も県予選を開催する予定でございます。

次に、環境共生についてであります。有害鳥獣の対策については、7月末の調査では、ことしは山の実が凶作でありまして、人里へのクマの出没が大変多くなるのではないかと心配をしているところであります。引き続き、山に入る場合には十分注意いただくよう、呼びかけをしてまいります。

新ごみ処理施設整備については、5月に周辺集落区の区長さん方と意見交換を行ったところでありますが、地元協議会の立ち上げについては、困難であるという意見をいただいております。意見集約の方法などについて検討を重ねている状況であります。

次に、都市基盤についてであります。市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業については、16億8,643万円、このうち国費は9億8,442万円となり、この配分がありまして、7月末現在、除雪費を除きました発注率は85.9%であります。年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業については、国道17号六日町バイパス・浦佐バイパスをはじめとして、国道253号の八箇峠道路、国道17号五十嵐入口交差点事故対策事業・六日町電線共同溝事業などが進められております。

直轄砂防事業については、水無川流域砂防堰堤改築事業、三国川中流域土砂災害対策事業、高棚川砂防堰堤群事業、登川床固工群事業などが進められております。

新潟県の道路事業については、国道291号道路改築事業上神字改良（長崎地内）・西泉田バイパス（西泉田地内）、県道塩沢停車場八竜新田線道路改築事業（八竜新田地内）、県道欠ノ上五日町線道路改築事業（四十日から大杉新田地内）、主要地方道小千谷大和線道路防災安全事業（辻又地内）などが進められております。河川事業については、十二沢川河川改修事業、それから伊田川広域基幹河川改修事業（上十日町地内）、これらが進められております。

交通安全対策の推進については、1月から7月までの市内の交通事故発生件数が53件、前年同時期の53件と同数でありまして、負傷者数は76人でこれは10人の増となっています。死者数は前年同時期は2人でありましたが、現在ゼロ人であります。先に述べました小学生の死亡事故につきましては、道路外で発生したため交通死亡事故とはカウントされておられません。しかし、相次いで重大事故が発生したことを受けまして、市内全域の広報巡回、また

交通安全についての啓発活動を行っております。引き続き南魚沼警察署をはじめ、関係機関や団体と協力をいたしまして、交通事故防止活動に取り組んでまいります。

水道事業につきまして、今年度から事業開始となります指定避難所や病院などへの配水管耐震化事業やそのほかの事業との合併施工となります老朽管更新事業について、早期発注を行いまして順調に進捗しています。災害時のリスク分散を目的としました非常用水源の開発は、送水に費用がかかる高台部あります上田地区、そして石打地区を対象として調査を進めています。また、上水道の高料金対策に要する経費について、国の繰出基準の見直しにより給水原価の要件に該当しなくなったことから皆減としまして、消費税率改定に伴う2%分を料金収入に追加し、補正予算に計上しましたので、どうぞよろしくお願い致します。

下水道事業につきましては、農業集落排水の流域下水道への接続工事として、中之島地区では三郎丸地内でポンプ施設の機械設備、電気設備工事を施工しております。また、魚野川を渡る水管橋の右岸側の下部工を発注しております。今後、上部工などを早急に発注させていただき、早期の完成を目指してまいります。五十沢地区におきましては、魚野川を渡る橋梁添架管等の工事を施工しています。下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の交換につきましても、六日町地域で71か所、塩沢地域で62か所を施工しております。

次に、産業振興についてであります。稲作については、ことしの田植えの盛期が5月19日、平年に比べて3日程度早まったということであります。田植え後は、高温多照に推移しまして、初期生育は順調に推移しました。北陸地方では平年より5日早く、6月7日ごろに梅雨に入りましたが、生育は進み、稲の茎数の急激な増加が見られました。気象変動による品質低下を防ぐため、春先から関係機関が一体となりまして、土づくりの重要性、そして早期の中干しによる生育調整の徹底、圃場ごとの生育診断に基づく適期穂肥の施用、これらを重点的に生産者へ啓蒙したところであります。今後も品質管理に注意しながら、高品質・良食味米の生産に取り組んでまいります。

八色スイカについては、生育期の日照不足による生育の遅れがありました。昨年に比べ、出荷が遅れたということであります。ことしは首都圏での梅雨明けが遅くなりまして、先行産地のスイカが飽和状態となるなど厳しい販売環境でありましたが、取引先との連携による有利販売に取り組み、平年並みの単価を維持しているということであります。

7月16日からの豪雨については、六日町地域の西側そして大和地域で、林道・農地などに被害が発生しました。小規模な被害はほぼ復旧しましたが、大規模な被害につきましては、国による災害査定を受けまして、その後に工事発注となります。一刻も早く復旧できるよう対応してまいります。

観光振興につきましては、9月22日日曜日に、JR浦佐駅2階のコンコース内にお隣の魚沼市と共同で「うおぬま・浦佐駅観光案内所」をオープンいたします。南魚沼市観光協会と魚沼市観光協会が共同で運営を行うことになっていまして、外国人観光客にも対応できるようタブレット等を使用しました観光案内を行うほか、待合室を交流スペースとして開放させていただき、観光客だけでなく、市民の皆さんが気軽に利用できる場として設置します。また、

これは長く言われておりましたが、電車待ちの学生さん方が自習スペースとしても利用できるよう、夜8時まで開放することにしております。より多くの皆様に利用いただける施設となるよう進めてまいります。

商工振興については、飲食店、宿泊施設などを対象としました、南魚沼市店舗バリアフリー改装工事補助金の申請受付を行いました。申請受付件数8件、補助予定金額305万円で、主な工事はトイレの洋式化、玄関へのスロープなどの設置となっております。

雇用状況については、依然厳しい人材不足の状況が続いていることから、企業間で採用活動の課題または好事例を共有し、今後の採用に生かすために、6月20日に南魚沼市採用戦略会議を開催しました。南魚沼市まちづくり推進機構が取り組んでいる企業紹介ビデオの作成支援などとあわせ、市内企業のいいところをPRしながら、高校生やUIJターンの就職希望者と企業がつながるよう継続的な支援に取り組んでまいり所存でございます。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。行政改革については、アクションプランとして具体的な事務事業の改善に取り組み、行政改革推進委員会に評価を行っていただきまずPDCAサイクルにより進めております。また、アクションプランとしての取り組みを終了した事務事業についても、現在の取り組み状況の振り返りというのを行っておまして、今年度は、平成26年度に終了した3つのアクションプランについて、現在の状況を検証する追跡調査を実施しています。今後も、行政サービスの向上または行政の効率化に向けて事務事業の改善に努めるとともに、さまざまな角度から検証する体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

地方創生事業について、まち・ひと・しごと創生推進会議を開催し、平成30年度の地方創生推進交付金事業の効果検証を行いました。各分野の有識者の方々からいただいた意見を踏まえまして、より効果的な事業となるよう工夫しながら、引き続き地方創生の取り組みを進めてまいります。

平成27年度に策定をした南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5年間の計画期間が今年度で終了します。現在、国では、ことし12月の閣議決定を目指すとして、第2期総合戦略の策定を進めています。また、地方においては、国の総合戦略を勘案した第2期地方版総合戦略の策定が要請されているところであります。当市においても、引き続き地方創生の取り組みを進めるため、今後、国の第2期総合戦略を踏まえた中で、新たな地方版総合戦略を策定することといたしております。

一方で、平成28年度から取り組んでいる第2次南魚沼市総合計画は、前期5か年が終了するということから、令和2年度に基本計画の中間見直しを予定しておまして、現在、市民アンケート調査を実施するなど準備を進めています。これを踏まえ、第2期総合戦略の策定時期は、総合計画の政策との整合性を高めたいことから、同じく令和2年度といたしました。なお、地方創生関連の交付金を活用して、継続的に事業を実施するため、新たな総合戦略を策定するまでの措置として、現在の総合戦略の計画期間を1年間延長し、令和2年度までといたしました。今後、人口ビジョンについても必要な見直しを加えながら、第2期総合戦略



の策定準備を進めてまいります。

現在、地域再生計画に基づき進めています地方創生事業「住まう歓びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクトにつきましては、若者のUターンを中心とする移住促進の取り組みに注力しています。特に、若い世代ではウインタースポーツを通じて、雪のある暮らしに魅力を感じて移住を検討するという方も多数いらっしゃるということから、既に移住された皆さんの体験、またそれぞれのライフスタイルなどを情報発信するなど、具体的に当地域の暮らしぶりがイメージできる取り組みを強化しています。

南魚沼市まちづくり推進機構では、地元企業が必要としている人材、また雇用条件の聞き取り調査を行い、蓄積したデータを首都圏での移住セミナーにおいて情報提供するなど、移住希望者の仕事探しの支援を実施しています。7月にはウェブサイトを更新し、市内不動産業者の皆さんと連携した空き物件情報の発信も開始しています。今後も移住定住政策の中で、南魚沼市まちづくり推進機構と役割分担をしながら、地元企業と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

魚沼市及び湯沢町との連携により進めている魚沼地域定住自立圏についてです。昨年度が共生ビジョンの計画期間5年間の中間年、ちょうど真ん中であつたということから、事業の中間振り返りを行いました。今年度のワーキンググループ会議では、各市町の担当職員が中間振り返りの結果をもととし、今後の進め方の検討、また実現性の乏しい連携事業についての見直しなどを実施しています。圏域内の生活環境や住民の利便性を向上させるために、今後も自治体間の施策の整合を図りながら、効果的な連携事業を推進してまいります。

雪資源の利活用につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開幕まで1年足らずとなりました。テストマッチにおける当市の暑さ対策に向けた試験的な取り組みが現在、注目を集めるようになっております。

7月24日から28日までの5日間、東京都品川区お台場の潮風公園で開催されましたFIVB国際バレーボール連盟のビーチバレーボールワールドツアー2019 4-star 東京大会では、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や東京都オリンピック・パラリンピック準備局をはじめ、各種団体や行政関係者に多数訪れていただき、会場の中の特設ブースにおいてスノーパックを配布するなど、雪を活用した暑さ対策を実施しました。大会期間中、国内外の多くのメディアから取材を受けるなど注目が集まりました。雪の活用について広く情報発信することができたものと考えております。

また、さいたま市と共同で実施する雪を活用した暑さ対策が、国の環境省の熱中症予防対策ガイドライン策定に係る実証事業に採択されたということから、さいたま市で開催されたサッカー及びバスケットボールのテストマッチで、熱中症予防に関するデータ収集を実施しました。あわせて、さいたま新都心駅前の商業施設におきまして、特産品販売等による魅力発信も行ったところでございます。

今後、雪の利活用については、新潟県知事がたまたまといひますか、今現在、会長となっています全国積雪寒冷地帯振興協議会、よく言われる積寒協を活用させていただき、自治体

の枠組みを超えた広域連携を進めていくとともに、雪の自然エネルギー資源の有用性を世界に発信しながら、地域の魅力増進、また産業振興へつなげてまいりたいと考えております。

選挙関係については、7月21日に第25回参議院議員通常選挙を執行いたしました。投票率は62.18%、前回より4.7ポイントの減少となりました。今回の投票事務で市内の投票所で比例代表の投票用紙を、1人の選挙人に対して2枚交付してしまう、いわゆる二重交付が発生してしまいました。その結果、比例代表選出議員選挙では、投票者よりも投票が1票多いという結果になりました。このたびの件は、選挙事務への信頼を欠いてしまう行為でありまして、二度とこのようなことが起こらないように、あらゆる機会を通じて職員に対して注意喚起を行ってまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

次に、平成30年度決算及び財政執行状況についてであります。一般会計決算については、繰越明許費など翌年度への繰越額を含んだ形式収支は8億9,380万円となり、繰り越すべき財源1億464万円を除いた実質収支は、7億8,915万円となりました。前年度の実質収支7億9,820万円との比較による単年度収支は905万円の赤字となっています。

平成30年度は、牧之保育園建設事業費の減、JA魚沼みなみの施設整備事業補助の減などにより、投資的経費が約9億4,000万円減少いたしました。また、公債費もピーク時より減少し、昨年比で約2億2,000万円減少いたしました。経常収支比率は93.7%と高い状態が続いていまして、今後も注意が必要なものと考えております。これらによりまして、歳出総額では6億7,332万円の減額となりました。歳入では、市税、譲与税・交付金、地方交付税の経常一般財源が、約3,000万円の減少にとどまりましたが、し尿受入施設建設事業の完了、また投資的経費の減少に伴って、受託事業収入及び市債が減少し、歳入総額では8億1,244万円の減少となったものでございます。

水道事業会計の決算については、経営成績となる収益的収支では、基準内繰入金の減などによって昨年比で1億円減となるものの、2億3,167万円の純利益を確保しました。資本的収支では10億3,747万円の不足が生じたため、過年度の損益勘定留保資金等で補填したところであります。

病院事業会計の決算については、収益的収支では総収益53億1,035万円、総費用55億8,818万円、差し引きで2億7,783万円の純損失が生じることとなりました。これは人件費や材料費等の増、及び病院再編時におけます新規購入をした医療機器や建物にかかる減価償却費が主な要因となっています。資本的収支では2億4,974万円の不足が生じたため、当年度分損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

平成30年度決算にかかる健全化判断比率及び各事業会計における資金不足比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率は3か年平均ですが15.5%でありまして、昨年度より0.3ポイント上昇いたしました。平成30年度の単年度で見ますと14.7%と、昨年度より1.1ポイントの低下となっております。将来負担比率については、各会計の地方債現在高が減少傾向にあるということから、126.3%と昨年度から6.0ポイントの低下となっております。どちらの比率も、市税の増減や人

口減少等による地方交付税の減などが直接影響するものではありませんが、翌年度以降も計画的な事業の推進を図るとともに、これらの財政指標の推移も注視してまいりたいと考えております。

今定例会に、一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、ご報告します。この補正予算は、7月16日に発生した、先ほどご説明申し上げました六日町地域から大和地域にかけての豪雨災害に対応するもので、7月17日に専決処分とさせていただきました。主に林道、市道、河川の迅速な復旧のため、歳出に3,353万9,000円を追加、歳入では県補助金、市債及び前年度の純繰越金等を充てまして、歳入歳出の総額をそれぞれ306億9,652万2,000円としましたので、よろしく申し上げます。

また、今定例会に、一般会計補正予算（第3号）を提案しました。主な内容としては、歳出では、議会一般経費において、この議場ではありますが、老朽化した議場音響設備の改修費として3,000万円を計上しました。また、児童福祉施設費では、公設民営保育園委託事業費と私立認定こども園事業費において、障がい児の方々の受入状況、また幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育の見込みにより事業費の組みかえを行うほか、大崎保育園の駐車場を整備し、送り迎えなどのときの利便性と安全性の向上を図ってまいりたいと考えます。地域医療対策費では、医療政策特別顧問を中心に今後の地域医療政策を検討していただく検討委員会を設けることとし、必要な経費を計上しました。上水道事業対策費では、今年度の地方公営企業繰出基準の通知によりまして、高料金対策分に関する給水原価の基準単価が変更となりまして、繰り出し対象から外れたため、1億5,322万円を皆減いたしました。そのほか、前年度事業の決算確定により国県補助金に返還が生じた事業等について、過年度国県補助金返還金をそれぞれ計上したところでございます。

歳入では、国の消費税率改定に合わせて改正されます、一連の自動車関連の税制改正によりまして、今年度後半分の自動車取得税交付金が新たに創設される環境性能割交付金に移行するほか、市税では、軽自動車税に地方税法の改正により新たに創設されます軽自動車税環境性能割を新規計上しておりますので、よろしく申し上げます。前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額4億8,408万円を追加しております。

以上によります収支差額については、財政調整基金繰入金を5億7,000万円減額することで調整しました。これらによりまして、歳入歳出予算からそれぞれ3,741万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を306億5,910万6,000円としたいものであります。

今年度もふるさと納税における返礼品の取り組みは大変好調に推移しております。多くの方々から多額のご寄附をいただいております。そこに書いてございませんが、9月1日現在、昨日現在で件数にしまして9,941件のお申し込みがございまして、額にいたしまして2億8,626万5,000円のご寄附をいただいたところであります。大変ありがたく思っております。国の基準等をきちんと守りながら、今後も市の魅力ある返礼品をお届けできますように、返礼品の内容の見直しを行っているところでございます。新米の予約を開始した南魚沼産コシヒカリをはじめとした地域ブランドを全国へ発信し、今後も関係者とともに市の魅力を届け

てまいりたいと思います。雪を利活用して発信していく取り組みを引き続き進めてまいります。他の自治体や民間団体などと連携を図り、自然エネルギーとしての利活用や新たな産業の創設などを目指して取り組んでいこうと思っております。市民からご理解とご協力をいただき、また議員各位からも格段のご支援をいただきますようお願いを申し上げます、所信表明とさせていただきます。大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 会議の途中ではありますが、ここで休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

[午前10時41分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前11時00分]

○議 長 日程第5、報告第3号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。委員会報告を含め、議案は事前に資料配付されています。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告を願います。

議会運営委員長・鈴木一君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の調査報告をいたします。調査事項につきましては記載のとおりであります。調査の状況、期日は令和元年8月23日、委員全員出席、正副議長からも出席をいただきました。調査の内容、執行部の出席を求め、9月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。以上です。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 きょう、総務部長から取り下げのことがありましたが、一応、議会運営委員会で正式に議案となっていて取り下げられたわけです。私は初めてでちょっとわからなかったのですが、新たに議会運営委員会を開く理由はなかったのか、1点お聞きします。

もう一点が、決算についての総括質疑のことが、後でファクスで送られてきて、大綱質疑は各会派1人と、そして通告制とするということでもあります。正式に聞いたわけではなく電話で聞いているわけですが——電話と対面ですが、私が大綱質疑をと思ってした問題が、却下ということになっております。正式に却下になったのかどうか、議会運営委員長の見識を伺うとともに、大綱質疑とは何ぞやの説明を求めます。

○議 長 議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 総務部長からの取り下げが第65号、第66号議案でしたでしょうか。これについては議会提出前だということで、委員長、副委員長と相談の上、決定させていただきました。これについては委員長、副委員長の判断でいいのかなということで決めさせてもらいました。

大綱質疑につきましては、多分、岡村議員もご存じだと思いますけれども、細部にわたっ

ての質疑は予算の中でやるということでありまして、これは多分、以前の議会運営委員会で決定してあると思います。日時は私ははっきり覚えていませんけれども、事前通告をしてくださいということなのです。

それと内容は、岡村議員からどういう質疑が出たのか私は見ておりませんが、事務局の判断でそういうふうにしたのかと私は思っています。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どういった取り決め事項があるのかはわかりませんが、議会運営委員会は正式に開かれて議題として決められたものでありまして、そして、皆さんに配付もされております。ですから、きょうは議会運営委員会はどうしなければ開かれないかは、それは委員長の判断等であると思いますが、きょう開会前に事前にやるとか、そういった形で取り計らうべきではなかったかなというのが私の見解なのですけれども、問題があるのかなのか、私はきちんとした見解を求めたいと思います。

次の大綱質疑については、私も事務局にも問い合わせ、どういうところがまずいのか、あるいはこれについては細部だからこれがだめとか、ふさわしくないとか、そういう話や指導があつて私はしかるべきだと思うのです。通告を私はしましたので、それを議長、副議長の判断で却下と。却下ということは質問ができないということなのです。それについて私はきちんとした見解を求めたいなというふうに思います。ふさわしくないところは指摘していただいて、発言の権利をいただきたいということでもあります。以上です。

○議 長 議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 取り下げのことにしましては、12月議会で間に合うということでもありますので、私の判断で議会運営委員会を開かないということで決定しました。

それと大綱質疑につきましては、岡村さんからどういうのが出ているのか、内容を私は把握していませんので、これについては議長のほうから報告してもらおうよりしようがないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 今ほどの件につきまして、13番・岡村議員から出されております大綱質疑の件であります。内容的には岡村議員が出席されていない委員会の、本当に細かい予算金額についての質問でありましたので、それにつきましては本来であれば自分で委員会傍聴なりをした中에서도、質疑するべきところだというふうに——大所高所という部分からはちよつと細目に入り過ぎていてということでもって、副議長と協議した結果、大綱質疑には当たらないというそういう判断でございます。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの短い文章にまとめるために、それは細部に入っているかもわかりませんが、それを踏まえてどういった形で対策を練ろうとできるかどうかと、こういう話に結びつけるような文章にしておいたつもりであります。そこら辺は、やはり事務局長に却下ではなくて、私の説明あるいは発言の機会を得させていただいて、そして、それは質疑でやってくださいと、ただし、担当者には通告しておきますよと、こういう形であればい

いですが、事前にこれをばつとやっても、多分、答えられない場合もあるから、事前通告ではないかというふうに、私は捉えて細部の数字等を書いたつもりであります。

それですから、やはりどの部分がだめだからこれは質疑、大綱質疑にはこういう形でやるべきだということを、やはり指導してほしかったというふうに思います。これは議会運営委員会の席でも、またこれから大綱質疑についてはどういうひな形なり、どういう範囲内というような形が、今後協議されればというふうに思っています。以上です。

○議 長 議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 岡村委員の言われたとおり、議会運営委員会の中できちんとそこを今後決めていければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・桑原圭美君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 総務文教委員会の管外調査についてご報告申し上げます。期日は6月19日から20日の2日間、東京都杉並区「すぎなみ9年カリキュラム」についてと、茨城県常総市「常総ほっとサタデー教室」を視察いたしました。参加者は委員全員と議長にも出席をいただいております。

まず、「すぎなみ9年カリキュラム」であります。杉並区は公教育カリキュラムの先進地でもあり、また、小学生の7割が中学受験をするという地域でもあります。ここのカリキュラムは、良い点数を取り一流校への進学を目指すのではなく、10年先を見据えた生涯にわたり、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を目的としています。それは子供たちにかかわる大人たちにも目的を持った接し方が求められるため、学校、地域、家庭という循環、一体感の醸成に役立っています。

また、杉並区の小中一貫教育は我が市と同様、小中が同じ校舎の中で学ぶものではなく、循環や連続性を大事にした、かかわりやつながりを重視したものになっている点も、調査の重要性が増した要因となりました。

特色ある学校づくり事業では、予算配分について学校ごとにプレゼンテーションを課すなど、1つの中学校と2から3の小学校が組み合わせる事業計画の提案が年間60件程度あり、確立したカリキュラムがあっても自主性が失われないこともわかりました。

次に「常総ほっとサタデー教室」の視察についてであります。常総市は人口が我が市とほぼ同じで、小中学校の数も似ていることから、議会事務局と協議をして視察の適市と判断いたしました。なお、高校野球で有名な常総学院との関係はございませんでした。この調査の目的は、来年度から始まる新学習要領にどう対処するか、学習内容がさらに増加していく中での学び残し、つまずきに対してどうケアするのかという問題意識であります。

大変意義ある視察となりましたが、特筆すべきは、貧困対策として始めた事業であったが、

参加しやすい環境になっていることで希望者が多く、ほかには参加費が安い、講師謝礼が高い、民間の塾を圧迫していないという点と、利用者の中に学童保育も併用して利用している児童が25%いますが、この時間帯は単なる居場所を提供するよりは勉強の時間をつくるべきとの回答を得たことでした。

以上で報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 それでは、産業建設委員会の管外調査についてご報告申し上げます。期日は令和元年6月26日から27日、調査先及び調査内容につきましては、山形県寒河江市「学びの里TASSHO」について、宮城県仙台市「起業支援センターアシスタ」の取り組みについて調査を行いました。参加者は委員全員、議長、執行部から産業振興部長、そして事務局より出席をいただきました。

「学びの里TASSHO」につきましては、平成23年に田代小学校閉校が決定し、地域づくり協議会が中心になって校舎の利活用を議論して成功した事例であります。平成25年3月に廃校した小学校を改修し、体験交流型宿泊施設として平成30年4月にオープンいたしました。閉校までに区長を中心とした推進協議会を立ち上げ、20年後も田代地区があるために何が必要かを協議し、要望書をまとめて提出いたしました。

現在では旅館業の運営、地産地消型レストランたしろ亭の運営、体験プログラムの提供、施設の貸し出し、加工品の製造及び販売を行っております。重点視して取り組んでいることに3点ほどありまして、1点目は交流人口を増やすこと、2点目は地域内の雇用の創出であります。3点目は地区内コミュニティの場としての復活でありました。

質疑の中では、「廃校の改修費や運営費はどの程度かかったか」という質問につきまして、「改築費は約1億円である。内閣府の地方創生拠点整備交付金を利用し、国が2分の1、市町村が2分の1を負担した。TASSHOは指定管理制度で実施している」。運営費の捻出は、現在、非常にちょっと難しいということではありますが、「利益を増やしていかなければならない点であり、現在、目指している」ということでもあります。

続きまして、「起業支援センターアシスタ」の取り組みについてであります。起業支援センターは、平成26年1月30日に開設を行いました。東日本大震災から数年経過し、復興特需が仙台の中心でも起きていました。特需の終息も見据え、持続的な地域経済発展のために、「日本一起業しやすい街を目指す」と奥山前市長が政策の1つとして取り組んでいます。

センターの人員体制は17名、内部の正職員が7名、外部専門家が10名である。外部専門

家は中小企業診断士の資格保有者や行政書士、税理士、地元銀行のOBをお願いしております。1つの特色として、女性にも起業していただきたいということから、外部専門家に女性を2名配置しております。開設前は起業件数が年間20件程度でありましたが、開設後は年々増加し、100件から110件程度の起業があるそうです。全国的には性別割合は男性8割、女性2割と言われていますが、このセンターでは女性が4割程度と比率が多いのが特徴になっております。

質疑応答の中では、「開設後、相談件数が飛躍的に増加しているが、どのような手段で周知されたのか」につきまして、答えとして、「起業希望者への目印ができるので、それをいかにわかりやすく伝えるということだ」ということです。

アシスタというロゴにつきましては、10万円ほどでデザインをしたということをお伺いしております。

以上で、産業建設委員会の管外調査の報告といたします。

○議長 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 社会厚生委員会の閉会中の管外調査についてご報告させていただきます。期日は令和元年7月2日から4日、3日間で行いました。委員の出席7名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項に関しましては、記載のとおり3件であります。報告につきましては、事前に資料を配付させていただいて、今回25ページになっておりますので、簡潔にさせていただきますと思っております。

1点目の浜松市の「第三次浜松市自殺対策推進計画及び絆プロジェクト」についてでございます。これにつきまして取り決めの基本は、支援者同士の顔の見える関係づくり。そして2点目が、多職種が連携した自殺ハイリスクの方の支援であります。この重点政策につきまして、安心して暮らせるための包括的支援の充実、そして若者層・働き盛りの世代への対策の充実、そして、今申しました多職種連携によるセーフティネットの強化の3点であります。

顔が見える関係というものをすごく大事にされておりました。弁護士、司法書士、精神保健福祉士の専門家との連携の仕組みというものをすごくされていたというのを感じてまいりました。絆プロジェクトの中で個人情報のやり取りに関しては、やはり一番の課題でもあるわけでありまして、同意書をいただいて利用申込書を提出してから行っている状況でございます。

そして、自殺対策推進委員会の運営——私どもの地域においても自殺対策に関してのいろいろの集会等を設けていますが、なかなか出席されないわけですが、浜松市さんにお



きましては、運営とか研修、また事例報告会、そういう名目で自殺対策の連携をされている。そして、多職種のネットワークを強めているということを学ばせていただきました。我が市が今、進めようとしている連絡シートというものは、現在扱っていない状況でございます。質疑、意見、感想等につきましては、詳細のとおりでございます。

2点目であります。相生市の子育て応援施策「11の鍵」についてであります。これは相生市が基幹産業の衰退によって人口減少が進んできた。そして、少子高齢化が進んできている中で、本当に特に年少人口の減少が顕著にあらわれて、社会保障・人口問題研究所の予測で、2040年には県下最大の減少率であったと。そういうところから始まったわけであります。

また、日本創生会議が発表した消滅可能性都市でもあったと。そういうところで、この部分に特に力を入れたそうでございます。そして、人口減少をとめるための財政健全化計画を立てて、地域活力向上を柱として選択と集中という中で、この3点、人口減少対策、また教育・子育て・少子化対策、そして産業の活性化対策に投資するということを決めたそうであります。そして、平成23年に子育て応援都市宣言を行い、具体的な施策として「11の鍵」、18ページに詳細が載っておりますけれども、ごらんのとおりそういうふうに踏み切った状況でございます。

「11の鍵」に関しましても、そのまま定着させているのではなくて、社会変動に合わせて毎年見直しをし、そして活発にアピールをしている状況であります。それによりまして、人口減少も緩やかであります、解消され、また消滅可能性都市からも脱却したと、そういう報告を受けております。

意見、詳細、感想等は記載のとおりでありますので、皆さん見ておられると思いますので、お願いしたいと思います。

3点目であります。加賀市の「高齢者お達者プラン」についてであります。「高齢者お達者プラン」というものは、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の愛称であります。加賀市の住宅地を7つの圏域に分けた中で、地域包括支援センターは直営が2か所でありまして、そのほかに小規模多機能型の事業者に相談窓口を委託してやっていると。そして、とにかく相談窓口を身近に感じられる、そういう体制に力を入れているということも学んでまいりました。

そして、加賀市の特徴は、21ページにもあるとおり介護老人保健施設がかなり多いということを実感いたしました。特別養護老人ホームよりも——特別養護老人ホームは全国を少し上回っておりますけれども、介護老人保健施設がかなり多いということ。そして、それによって逆に今は、かなり古くなってきて持続が大変になってきている。今後はそういうものをつくらぬという方向で宣言もしたということも報告を受けてまいりました。

そうした中で、特別養護老人ホームの中の1つは、介護予防拠点として学童施設と併合してやっているということが、すごくいいなと感じてまいった次第であります。そして、財源に関しましては、小規模多機能型の新しい事業所の整備は、国の整備補助金を活用して15か所を整備していると、そういうことでございます。

また、地域での予防活動についても、やはり介護保険特別会計の地域支援事業の補助金を活用して、地域のサークル活動に支援を行っているということでもあります。サポーター養成講座も行った中で、それが終了して、自分たちの地域で何ができるかということ、みんなで集ってみんなで決める、そういう部分を学ばせていただいた次第であります。いつでも誰でも相談ができ、また協力できる体制を地域みんなで取り組んでいる、そういうことを目の当たりに学んできた次第であります。詳細については、報告資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ、私どものほうもこれから地域包括ケアシステム構築に向けて、興味があるのでお聞きしたいのですけれども、加賀市のところ。ブロックを7ブロックに分けて進めているということですが、私どももこれからブロック分けというのが非常に重要になってくるのでしょうか、私は個人的に思っているのですが。加賀市が7ブロックに分けたのは、それなりの施設がある程度整っているのか、動きやすい体制なのか。それで、そう分けたのか。それとも、人口に沿ってそういうふうに分けたのか、そこら辺の何か特殊事情といいますか、そういう配慮があったのかという説明があったかどうか、あったらちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 ちょっとその詳細までは——推測では物事を言えないのですけれども、あえて私の実感として感じたのは、私たちの12の地区のコミュニティという部分に相当するのではないのかというふうに、私個人的にはそういう形で理解をしてきたというふうな感じでございます。地域として一つのまとまりがこの7地区ある。そういうところから出発していったというふうに私は理解したと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明

は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

委員会に付託された付議事件につきましては、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

なお、明らかに大綱質疑とならない発言については、発言の中止を命ずる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○議 長 日程第6、陳情第10号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情を議題といたします。

陳情第10号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第11号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第11号報告 健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくもので、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標につきまして、平成30年度決算に係る比率を算定し、監査委員の意見を付して議会にご報告申し上げるものでございます。

1ページの表をごらんください。4指標の算定結果でございます。最初に数値の報告をさせていただきます、内容につきましては、3ページからの資料に基づき説明させていただきます。

最初の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支に係る比率で、2番目の連結実質赤字比率は、特別会計を含めた市全体の会計の実質収支及び資金不足等に係る比率でございます。それぞれ赤字あるいは資金不足は生じておりませんので、該当なしとなっております。

3番目の、実質公債費比率は、0.3ポイント増の15.5%、将来負担比率は6.0ポイント減の126.3%という算定結果となりました。

次に、それぞれの算定結果の内容についてご説明申し上げます。総括表①から④となっておりますが、これらは財政健全化法第3条第3項に基づく、県知事への報告様式及び算定資料でございます。

それでは、3ページをお願いいたします。総括表①は、健全化判断比率の状況で、上の表は、最初に報告いたしました算定結果と同様のものがございます。下の表につきましては、財政健全化法で定める財政状況の判断指標で、早期健全化基準と、それより状況が悪い財政再生基準の2段階の基準を示しており、平成30年度決算の算定結果は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。総括表②は、実質赤字比率も含めた連結実質赤字比率等の状況でございます。左側、上の表が城内診療所特別会計を含めた一般会計等の実質収支額と、それにより算定した実質赤字比率でございます。

そのほか左下、3つの特別会計の実質収支額と、右側、公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額の標準財政規模に対する比率が、連結実質赤字比率として右側の最下段に記載されております。

ページ左下の米印に記載のとおり、実質収支、連結実質収支とも黒字のため、比率はそれぞれマイナス表示となり、該当なしとなるものでございます。

次の5ページは、総括表③、実質公債費比率の状況でございます。実質公債費比率は、1年間の経常的な一般財源収入における借入金の返済額が占める割合で、3か年の平均値をあらわす比率であります。

計算としましては、借入金の返済額に当たります、表の①から⑦の合計が分子となり、中央の表左側、⑮から⑰の合計、経常一般財源であります標準財政規模が分母となります。これを基準といたしまして、分母・分子それぞれに引き算が加わり、⑧は返済のための特定財源として、分子のみから控除します。⑨から⑪までは元利償還金に対して交付税算入される額として、分子・分母両方から控除となります。

これにより算出された平成30年度決算に係る単年度の比率が、中央に並んでおります右から2番目の表の最下段の、平成30年度、14.66889となり、直近3か年平均が右端の表の15.5となるものでございます。

下水道会計への繰出金の減少が大きかった平成27年度が単年度で13.77、この低い数値が直近3か年の計算から外れたため、計算上では15.5と0.3ポイント上昇しましたが、ここ3年間の推移では、この表にありますように単年度では徐々に低下しており、この傾向は特別な事情がなければ、短期的には今後も続くものと考えております。しかしながら、景気動向や人口減による市税の減収が想定以上に進んだ場合、全体として比率の悪化につながることから、新規債の発行を伴う投資的事業の実施については、今後も計画的に厳選して進めていかなければならないものと考えております。

なお、一番上の表、①の元利償還金の額につきましては、決算書12款公債費の支出済額とは一致しておりませんが、これは財政健全化法の規定により、地方財政状況調査、いわゆる決算統計による数値を使用していることによるものであります。

めくっていただきまして、6ページが、総括表④、将来負担比率の状況でございます。一般会計が将来にわたって負担しなければならない、実質的な負債額の標準財政規模に対する比率でございます。財政健全化法で定める早期健全化基準は350%となっており、言い換えれば地方債や公営企業債等繰入見込額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、経常的な年収の3年半分を超えると要注意ということでございます。

将来負担比率は、財政健全化計画への取り組み最終年度の、平成22年度決算において150%台となり、その後はほぼ横ばいから減少傾向で推移してきております。平成30年度決算につきましては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額などが減少したことなどにより、前年度比6ポイント減少で126.3%となったものでございます。

一番上の表が将来負担額の内訳で、左端の地方債現在高は、大型事業等の減少により、前

年度比 13 億 4,580 万円減少し、3 番目の公営企業債等繰入見込額も、3 億 6,893 万円の減少であり、これは各企業会計の起債残高が減少していることによります。

中央の表、充当可能財源等は、基準財政需要額算入見込額の減少などにより 13 億 8,926 万円ほどの減となっております。

以上により、一番下の分数式では、分子となる将来負担額から、充当可能財源等を除く、 $A - B$ が、前年度比 9 億 1,511 万円の減、分母では標準財政規模  $C$  の減と、算入公債費等の額  $D$  の減により、前年度比 865 万円の増加となり、結果、前年度比 6 ポイントの減少となったものでございます。

なお、今年度の算定では中央の表、充当可能財源等のうち、「うち都市計画税」に数値が計上されていますが、今後、この部分の額はなくなっていくしますので、必然的に算定式の分子  $B$  の額が減少し、将来負担比率としては、上昇する要因となるものでございます。

企業会計を含め、起債残高は減少しており、債務負担や設立法人への将来負担も減少していることから、算定式の分子は減少してございます。しかし、標準財政規模の縮減は確実に進み、分母の減少は避けることができません。分母の減少による影響以上に、起債総額の削減を今後も進めていく必要がございます。

なお、ここでも一番上の表、将来負担額の左端、地方債の現在高には決算統計の数値を使用しておりますので、主要な施策の成果の概要及び監査委員の意見書に記載の額とは一致しておりません。

以上で説明を終わります。

**○議長** 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

**○監査委員** それでは、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見の報告を行います。

審査の対象につきましては、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間でございますが、令和元年 7 月 29 日から令和元年 8 月 9 日までの期間でございます。

審査の方法でございますが、審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。健全化判断比率の表でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はございませんでしたので数値はございません。実質公債費率 15.5%、昨年度に比べまして 0.3 ポイントの上昇でございます。将来負担比率は 126.3%、前年に対しまして 6 ポイントの改善が行われております。健

全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていることを報告し、以上、報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 実質公債費比率と将来負担比率の数値が出まして、見させていただきました。年度間いろいろ大型事業が終わったり、また新たな事業が入ったりしますので、年度間、多少の前後はあるのでしょうか、毎年、公債費の償却とといいますか、償還とといいますか、それは決まっているので、事業が増えなければ、普通この程度ずつ減っていくのですよね。問題は、さっき総務部長も話しましたように、今後、将来負担比率がもっと上がるのが懸念をされるというような話がありました。そしてまた、人口の関係やら標準財政規模の関係やらで、分母が縮小するということがありました。これもまた比率的には上がるということが懸念されています。ちょっと長くなって申しわけないのですが、大事なことなので、加えて、またごみ処理場等が始まりますと、この数字ぐんとまた上がるのです。それに備えて、私は何かの場面でも言ったのですが、地方財政法の7条か何かで決算剰余金が出たときに、2分の1を下回らない額で、償還かもしくは積み立てにすると。これは将来の財政の健全化のためなのだというのが、多分あるのです。そういう措置をしながら、こういう数字が毎年、多少の動きがある中でしているのか。そこら辺はやはり重要なことだと思うのです。

監査報告の中にも、数値は早期健全化基準内であったという報告はあったのですが、地方財政法によつての措置がどう云々というのが文面ではなかったのですけれども、そういうのも監査委員のほうからの指摘とかそういうのはなかったのか。そういうところを配慮していなくてよかつたのかというところをちょっと聞いてみたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 監査委員のヒアリングの席では、特にその点についての指摘なり言及というのはありませんでした。

そして、先ほどお話があります決算剰余金繰越金の2分の1以上を、という規定につきましては、地方財政法のほうに規定がありまして、それを繰上償還に用いるか基金に積み立てるかというような書き立てであったかと思えます。

私どものほうでもご存じのように、予算編成の時点で、まず支出の執行の見込み、歳入の見込み、そうしたもつから財政調整基金を活用いたしまして、それを組み入れた上で予算編成をしておりますが、決算剰余金が出た時点でそれを返していくというような予算組みをしております。そういった意味では、書き立てどおりのことをしようとするれば、積み立てをするということになりますけれども、そうしても結局、積み立てをした同じ年度にまたそれを返済に充てるというようなことで、アクションとしては1つ省略したような形になっております。しかし、効果としてはそれを狙つたものでありますし、その辺についてはわきまえてやっているつもりでございますのでよろしくお願ひします。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員からも出ましたけれども、実質公債費比率です。合併以来14年ですけれども、まず18%を下回るという目標を掲げてこれをやってきたわけですが、この数値自体の計算方法とかではなくて、やはりうちの市とすれば類似団体との比較をした場合どうなのかということが、いつも抜けているというふうに思っていました。

平成29年度でいけば県内の20市の中で、この数値は最低であったわけですので、隣の魚沼市は六、七つでしたか、というような状況があると。類似団体と比べてうちの市はどうかということの視点が、どうも抜けているという感じがしていたのですけれども。今回の平成30年度の計算をして数値が出たわけなのですけれども、他市と、全国の類似団体と比べたときにどうかということの比較というのが、今後の財政運営にかかってくるかなと思っています。そこについてはどういう判断をなされているのかお聞きします。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 ご指摘のとおり、県内の中では平成30年度決算は今、仮の各市町村の状況ですが、そこでも残念ながら20市の中では20位ということになりそうな状況であります。

また、全国の中で、順位づけというのは特にはないのですけれども、そういった中で見ても大分下のほうに位置していることは、ご存じのとおりでございます。

類似団体との比較につきましては、それぞれが類似団体と申しまして、やはりそのさまざまな歳入の状況ですとか、投資的経費にかける状況などが大きく異なる場合がありますので、そこでの比較ということは、うちのほうでは特にしておらないのが現状であります。県内の中では、例えば真ん中辺ぐらいに位置するためにはどのようにすればいいとか、そういったイメージは持とうとはしておりますし、それらも財政計画などをつくっていく中で、事業の調整というようなものに生かしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどに若干、関連するのですけれども、平成29年度ではワーストワンと。今年度の結果もそうだろうという話であります。新聞等で報道もされていますけれども、県と市の関係で違うと言われればそれまでですが、県自体は14.9%で、今、大変な騒ぎになっているわけであります。

そうした中で、こうして悪化してきているということになると、そして分母が少なくなっていく。これからいろいろな大型事業も抱えていると、分子は増えていくという状況があるかなと。一時的には18%も超えることも、という話も聞いているわけでありましてけれども、その辺を見たときに、今の県の動きを見ていて、私はちょっと危機感が足りないのかなというような感じがしたのです。その辺ひとつ、説明ができればお聞きしたいというふうに思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、県の状況については、私どもも承知しております。報道、それから出ている資料に基づきますと、一番の問題が私どもの財政調整基金に相当するものが枯渇して、同時に公債費比率が上がって18%を超えるという見込みが出たものですから、今のようなお

話になっているということだと思います。

私どもの状況につきましては、今ほど財政課長が説明申し上げましたし、以前からお出ししております財政計画に基づいて、計画的に財政運営を行っております。その財政計画の中でも、将来のこの比率が出ておりますが、その計画よりも現状とすれば、いい方向で私どもは今、財政運営ができております。

もちろん、先ほど説明しましたようないろいろな状況によって、この数値が悪くなることも十分考えられます。重ねての答弁になりますけれども、そうならないように私どもは今までも努力してきましたし、今後も財政運営をしていくというつもりでございますので、3年後、4年後、すぐに県のような危機的状況に陥るといような状況ではないという認識は持っております。いずれにせよ、油断をすることなく努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 県内20市の中で比べても、非常に差があると思うのです。そうした中で、住民サービス等に影響が出ていると思うようなところがあるのかどうか。あれば、もう少し健全で他市町並み、あるいは例えば県平均ぐらいであったとするならば、もっと住民サービスができるというふうに捉えていかひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 住民サービスのことでございますけれども、私どもは、この財政的な数値は良くありません。悪いですが、それと引きかえに住民サービスも悪いというふうには正直、思っておりません。少なくとも、県内の20市と負けないような住民サービスについては、ほぼできているのではないかと。

もちろん、やりたいことはものすごくありますし、要望もものすごくあります。ただ、先ほど申し上げましたように、財政の健全化と、それから私どもがやらなくてはいけない住民サービスとのバランスをとって運営をしていくという考え方でございます。

できないこと——それは正直申し上げて、財政が際限なく何の制約もなく、非常に豊富であれば何でもできるのでしょうけれども、現状でやりたくてもできないということは、この場では正直すぐには思いつきません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

〔午前11時56分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 日程第8、第12号報告 資金不足比率についてを議題とします。説明を求



めます。

総務部長。

○総務部長 第12号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。

本報告も第11号報告と同じく、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、公営企業の経営状況をあらわす資金不足比率を算定し、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を求め、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。ここでの資金不足額は、先ほど第11号報告で申し上げました、連結実質赤字比率の算定に用いる資金不足額・剰余額と同じであります。

1ページの表のとおり、水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計の3会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は該当なしとなっております。

めくっていただきまして、3ページ報告資料の算定式の表をごらんください。上の表が公営企業法適用事業の算定表でございます。表の(1) a - b、流動負債から控除額等を控除した額から(2) c - d、流動資産を差し引いた額が(3)の資金不足額ということになります。

資金不足額がマイナスとなっておりますので、連結実質赤字比率に用いる数字は(5)では剰余額となり、水道事業会計、病院事業会計いずれも黒字ということでございます。

下の表は、公営企業法非適用事業の下水道特別会計ですが、上の表と見方は同じでございます。(1)引く(2)が(3)となり、マイナス表示でございますので、(5)では剰余額となり黒字となるものです。下水道特別会計でも資金不足額はなく、資金不足比率は該当なしとなるものでございます。

以上、第12号報告の説明を終わります。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の資料2ページをお願いいたします。それでは、平成30年度決算に基づく資金不足比率の審査報告を行います。

審査の対象につきましては、平成30年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査期間ですが、令和元年7月29日から令和元年8月9日までの期間でございます。

審査の方法につきましては、審査に付された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたものと認めました。

水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計において、いずれも資金不足は生じていな

いことを報告いたします。

以上で終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第9、第13号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第13号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき経営状況を説明するものです。

それでは、第25期事業報告書及び決算書をごらんください。1ページの1. 現況に関する事項の(1)事業の経過及びその成果でございます。第25期、当市においては個人消費がなかなか伸びない経済動向にありますが、大型スーパーを核として図書館、内科、整形外科医院との相乗効果により、安定的な経営を図っております。テナント全体の売り上げは、昨年対比では95.4%、客数対比で81.4%となり、決算は売上高1億9,521万円で前年比99.2%となり、当期純利益は563万円となりました。

続いて、(2)売上高の明細でございますが、固定賃料収入が前期比98.4%となっております。施設使用料収入102.7%、手数料収入105.4%、共益費収入は前期比98.3%でした。直営店売上高は前期比99.5%となり、全体として前期比99.2%となっております。

2ページの(3)、(4)は記載のとおり、(5)設備投資の状況、監視カメラは2台増設で6台から8台、レジスターは1台の更新、エアコン3台の設置は事務所のエアコンの入れかえになります。下段、(6)財産及び損益の状況の推移でございますが、第25期の売上高は1億9,521万円で前期比99.2%となり、当期純利益は563万円で前期比66.8%となっております。この結果、表の最下段の純資産は3億5,111万円となりました。

3ページの(9)従業員の状況については、記載のとおりパート従業員を合わせて11名となっております。

次の2. 会社の株式に関する事項については記載のとおり、前期と変更はございません。

4ページ、3. 会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり3名の取締役と3名の監査役となっております。平成30年9月に代表取締役社長の関口恭一郎氏が亡くなり、新たに南雲辰雄氏が代表取締役社長に就任、また、今成康明取締役が同年6月に辞任されています。ほかは変更ありません。

5ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部、流動資産5,285万円は、現金及び預

金が主なものとなっています。固定資産 8 億 8,085 万円については、減価償却の関係で前期比 1,676 万円減になっております。資産合計は 9 億 3,370 万円で、前期比 2,303 万円の減。表の右側、負債の部の流動負債 2,577 万円は、前期比で 320 万円の増となり、固定負債 5 億 5,682 万円は、前期比で 1,113 万円の減となっております。この結果、負債合計 5 億 8,259 万円は、前期比で 793 万円の減、純資産合計 3 億 5,111 万円は、前期比で 563 万円の増となりました。

6 ページ、損益計算書でございます。売上高が 1 億 9,521 万円で、売上原価が 4,609 万円となり、売上総利益は前期比 124 万円の減、1 億 4,911 万円となりました。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を引いて、380 万円の営業利益となりました。ちなみに、前期第 24 期は 306 万円の営業利益でありました。営業外収益は 103 万円でありましたので、営業外費用の雑損失を差し引いた経常利益は 483 万円となりました。

この結果、563 万円の純利益となり、前期より 279 万円の減となりましたが、6 期続けての黒字経営となっております。今後もさらなる安定経営に向け、経営改善を進めていくことにしております。

7 ページの株主資本等変動計算書は記載のとおり、2 ページでも説明いたしましたが、表の一番右、最下段の純資産合計は前期より 563 万円増えまして、3 億 5,111 万円となっております。

続きまして、もう一つの冊子、第 26 期事業計画書及び予算書をごらんください。1 ページ、基本方針、重点事項につきましては記載のとおりでございます。

2 ページ、会社役員に関する事項については、記載のとおり、令和元年 6 月の株主総会で 5 名の取締役と 3 名の監査役が選任されました。また、事務局長として勤めておりました田中敏晴氏が退職され、新たに有馬正光氏が事務局長に就任されましたので、あわせてご報告いたします。

3 ページの第 26 期予算書でございますが、第 25 期決算額との比較表となっております。売上高はテナントの賃料や直営店の売り上げなどですが、1 億 9,622 万円で 101 万円の増と見込んでおります。売上原価は直営店の仕入れ原価 4,609 万円で、売上総利益は 1 億 5,013 万円となっております。人件費や地代・共益費支払いなどの販売費及び一般管理費が 1 億 4,613 万円で、結果として営業利益は 399 万円を見込み、経常利益は 499 万円となっております。これらを合わせまして、第 26 期の純利益は前期の決算比 83 万円減の 480 万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明しました貸借対照表、損益計算書、予算書などの資料の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示したものであります。したがって、一部の合計数値が一致しない場合がございますので、お願いいたします。

以上で、第 13 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 第 25 期事業報告書及び決算書のところの 5 ページの中段より下で、無形固定資産の中の権利金についてちょっと伺いたいと思いますけれども、以前、撤退したのだけれども権利金が返ってこないというような話もありましたが、この辺は円満に解決しているかどうか確認します。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 撤退して、若干お金が残っているところがございますが、引き続き交渉して返還のほうをお願いしているところであります。特にそこで円満といいますか、その時点で繰越分がありますが、お支払いをいただけるということで確認はしております。以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 支払いというのは、六日町街づくり株式会社が権利者に支払いをすると解釈していいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 鈴木議員のおっしゃるとおり、街づくり株式会社が請求をいたしております。今、滞納がある方が、六日町街づくり株式会社のほうに支払いをするということです。以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ちょっと反対なのですが、権利金を出しておいて撤退したのに、その権利金が返ってこないという話なので、その辺が解決しているかどうかというのを確認しているのです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 大変失礼しました。権利金といいますか、家賃の滞納分でありますので、権利金の滞納ではございません。ですので……

〔「ああ、3回してもらったのだけれど、敷金の件だな」と叫ぶ者あり〕

ちょっと私はそこまで承知していませんが、私が理解しているのは賃料の滞納分でありますので、敷金等はちょっとわかりません。

〔「了解しました。こっちの聞き方がちょっと悪かったです」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 ページの貸借対照表ですけれども、今現在、同僚議員から出ましたけれども、要は長期未収金なのですよね。これが前期 381 万円減ったということで、若干、会社としては回収ができたかというふうに思っているのです。

問題は右側の負債の中で、流動負債の中の未払金 1,388 万円と、前期より 400 万円ほどこれが増えているのです。本来の未払金だと従業員の賃金分だったり、社会保障費だったりするので、ちょっと 400 万円増えているというのはどうしたのかなと。この辺の説明があったかということ。

それから、毎度聞いているのですけれども、長期借入が、年間 2,000 万円の返済が 1,000

万円ということで、県と話がついて、それが順調には減ってはいるのだけれども、今年度を見ると、一枚めくってもらおうと損益計算書。今年度の税引前当期純利益が486万円と、前年度より500万円減っていると。その理由は、その上のその他の収益のところは680万円から100万円に減っているというところで、この部分が押し下げている原因なんだけれども。

普通にやっていると大体480万円から490万円ぐらいの当期純利益が出ているのだけれども、こういうような経営をしていって、果たして、2,000万円の返済が1,000万円で何とかになりましたと言っても、やはり我々が心配しているように、この六日町街づくり株式会社については、いろいろ問題があったわけです。市のほうが道義的ということで——毎年聞いているのですよ。道義的で3億円入れたと。その後どうなのかと言っても、毎年、毎年がこういう490万円ぐらいの当期純利益だと言っても、1株当たりの純利益がどんどん減っているのです。こういう状況を見ると本当に大丈夫なのかというところが、やはり監査役として市のほうからも1人出ているわけでありますから、ここは非常に厳しく指摘をしなければならないところなのです。

昨年の説明の中では、部長は1円たりとも出しませんという、その方向は方向でいいのです。ですけれども、経営的に見てこういうふうになってきているのを見てみると、果たして、どうなのかなというところは、議会としてはここに議員を送っているわけではありませぬからできないので、市から出ている監査役のほうから厳しく指摘をして、本当にこのままちゃんと計画どおりに返していけるのですか、というところの指摘は、厳しくしなければならない。そんなところが今回の決算の中でどうだったのかというところをちょっとお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の貸借対照表の未払金が増えているという、この点についてはちょっと説明を私は聞いておりませんでした。まことに申しわけありません。

もう一点の高度化資金のほうであります。2,000万円のところを1,000万円ずつ返していって、これで経営が大丈夫かということでもあります。今の返済期間が令和5年までで一旦区切りがつかます。そこでその後の返済計画については、市と県と高度化資金のところ、そしてララと、また会議が入りますが、そこで大丈夫かということになると、それはほかの企業と比べたら返済金額が2,000万円のところが1,000万円、不安な点もあろうかと思えます。

ただ、ほかのところと比べると、比べる先にもよるのですが、1,000万円ずつきちんとこの第三セクターのほうから返していくという企業は、ほかの全国的な中でも優秀なほうといますか、きちんと返しているという点だけでも評価されております。ただ、その残った金額との対比ということになると、確かに不安な点がございます。

そこで市としては、やはり何らかの今の賃料収入だけではない点、ここら辺も知恵を絞りながら、次の期間に対して、ちょっと研究をしなければいけないということは痛感しております。

あと、監査の部分につきましては、私のほうではなくて会計管理者のほうからお願いした

いと思います。以上です。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 議員がおっしゃるとおり、監査に私のほうで監査委員として出席しておりますので、非常に厳しい経営ということは認識しております。ただ、毎年、何とか黒字決算ということで回しておりますので、現時点で大きな利益というのは、本当に難しい状況ではございます。高度化資金をなかなか一気に返済することはできませんが、黒字経営の中で減価償却費の範囲程度でそれを返していくということで、何とか経営を続けていく。この施設は本当に市としても、図書館、医療施設、あと食料品とか衣料品そういったもの、本当にこの町なかで歩いていける大事な施設でございます。何とか、これを存続させるように、私としても一生懸命、監査のほうでも見ているところでございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第26期の予算書の中でも、取締役が新しい人が3名、監査役も1人ということですので、そうすると今のような危機意識が新しい取締役に引き継がれていってどうなのかなというところも心配するわけです。

令和5年について一応それで一旦区切りがついて、その後どうするかという話ですから、ここはちょっとわからない部分ではありますけれども、やはり考えておかなければならないのは、あそこに入っているショッピングセンターであったり、図書館であったり、そこをどうするのだという問題ではなくて、やっぱり第三セクターはどうなのだというところはやはり切り離して、市はきちんと考えなければならぬというふうに思っています。

そこも含めて、会計のほうの監査役が入っているわけですから、取締役会があったときには、市の考えとしては、去年の部長の答弁にもありましたように、もう道義的にお金を入れるということは1円もないのだというところを徹底してもらって、その中で、では、どうやっていくのかということ、常に取締役会の中で共通認識で持っておく。そういうところは訴えていくべきだと思っていますので、そのところを当然そうだというふうに答弁があると思いますけれども、お考えを聞きます。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 議員がおっしゃるとおりでございます。部長の答弁にもありましたけれども、これ以上、今のところ市から出資するということは考えておりません。そこを新しい取締役——今まで3名しかいなかったということで、非常に不安定な取締役になっていましたので、社長の意向もありまして若い人を増やしたいということで増やしております。そのいろいろな考えを聞きながら、何とか黒字経営をずっと続けていきたいと考えております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点、3点になりますか。賃借料というか駐車場料金について、市が借りて支払いをしている部分があると思うのですけれども、その推移が——台数が大分違って、減ってきているという話であります、その点をお聞きします。

なぜ、そういうことを聞くかということ、ちょっと振り返ってみますと、建物と土地を市が所有しております。そうすると屋上部分に関しては、市の持ち分というのがあるのではないかなという感じがしたもので、その辺はどういった解釈をすればいいのか、ひとつ、お聞きします。

それから、次の案件にちょっとかかるのですけれども、アグリコアの関係では、株主の一覧表がございます。この六日町街づくり株式会社については、株の保有者の数が、役員等あるいは株主の持ち株というのがわかりません。そういう点では、今回こういった役員交代がありますが、まず関口さんの死亡の問題、そして今度、代表取締役が変わり、そして今度、新たな取締役、あるいは監査委員がかわっていますが、これが株保有者であるかどうかということも我々は全然わかりません。

ですから、その辺の説明をするためには、株の持ち株数ぐらひはアグリコアと同じように公表したほうがいいのではないかというふうに思いますが、公表できるかどうか、ひとつ、お聞きしたいというふうに思います。

そして、その株に関して言わせてもらえれば、役員として司る方々が、こういった株を保有して、こういった決定権を持っているかというあたりが問題かと思うのですが、ひとつ、お聞きします。

その中で、代表筆頭株主は、多分、市と県ではないかというふうに私は見ているのですけれども、こういった決算報告あるいはいろいろの経営戦略をするに当たって、何らかの打診があるのかどうか、ひとつ、お聞きします。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、屋上の駐車場についてですが、これは市のほうの駐車場に市民会館、また河川敷等を利用した中で、そこまで台数を借りる必要がないということで、ララのほうは減らしております。

その屋上の敷地の市の持ち分等につきましては、ちょっと私のほうで把握していませんので、財政課のほうから答弁してもらおうかと思えます。

それから、株につきましてですが、アグリコアのようにそれぞれ株主を公表したらどうかということでもありますけれども、これは特にうちのほうの、地方自治法の第 243 条の規定の中では、株主の氏名まで報告する義務はございません。アグリコアのほうは任意で報告しておりますので出ておりますが、六日町街づくり株式会社につきましては、株主総会では当然そこは出ております。ただ、そこが報告事項として規定がございませんので、それに関して私たちのほうで株主の名前までここで報告しろということは、言う範疇にはございません。どこがどの程度持っていて、権利がどこまであるかというのは——権利はわかりませんが、株主がどれだけ持っているかというのは、私のほうで株主総会の資料では公表されております。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 屋上の駐車場についてですが、平成 28 年までは 60 台を借り上げておりまし

たが、平成 29 年から 30 台というふうにしております。1 台当たりが、ひと月 6,000 円という算定にしております。

そちらの権利上の問題につきましては、私どもは建物については区分所有ということで、面積分を所有して図書館をいただいておりますが、屋上部分はその会社、ララ全体の営業上の資産というふうに認識しておりますので、屋上のところに私どもの持ち分があるというふうには考えていないところです。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 駐車場の件について、屋上は建物であるということになると、そういった解釈ができるのかというふうに私は思いましたので、今後、そういった考え方をして、当然、何百台の何分の 1 という形ができるのか。あとは、冬期間とかの消雪の問題とか、そういった問題についても共益費的な考え方ができるかどうかというあたりが、私は必要かというふうに思ったので、聞いてみたわけでありまして。屋上はララのものだとか、六日町街づくり株式会社のものだとかという根拠というのは、多分、成り立たないのではないかとというふうに私は思いますが、ひとつ、見解を聞いておきます。

あと、株主の問題については、総会資料としてはあるということでありまして、私は一市民として、議員として、この人選の問題とかいろいろ絡めた、これから経営戦略の問題を絡めると、当然知っていて困るものではないし、市として資料を持っているのであるならば、公表していただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 株主についてのほうは、私からお答えいたします。株主が株主総会で公表になっている株数、議決権比率等公表したらどうかという点でありまして、これは一株式会社内部の問題でありますので、そこが報告として上げてこない数字を、株主総会で見たものをここで公表するかどうかというのは、私のほうでは決めかねます。やはり会社の意向でありますので、その部分は報告をする必要がないというのが、六日町街づくり株式会社の判断でございますので、出ているものであれば皆さんに公表しろというのは、ちょっとまだ筋違いかと私は思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 屋上駐車場についての考え方ですけれども、区分所有は登記しておりますが、建物の区分所有ができるのは床面積でございますので、私どもは平屋建てといえますか、その中の図書館部分を区分所有として持っております、そのほかの部分は六日町街づくり株式会社、または共有の部分というふうな考えになるかと思っております。ですので、例えばその除雪の経費がかかるですとか、そういった共用の部分に対するものは、共益費負担金ということで、こちらでは支出が発生しますし、支出をしております。また、その一方で、共有場所から生まれる収益については、その分が収益としてカウントされているということでございます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。



○岡村雅夫君　平屋建てですから1階の床面積だけという持ち分ですか。私はあれを分割するときに、分割所有ができるという話を聞いたときに、あのときには図面上にラインまで入っているわけです。そして、共用部分もきちんと示されているわけです。ですから、登記簿上、法でいくと、屋根は別です、などという区分所有はないです。そんなことあるのですか。ちょっと考え方が違うのではないですか。

私はそこから言って、共益費の部分に関しては収入とか、その考え方はわかりますけれども、持ち分であれば、その部分の駐車場であるとするならば――では、例えばその建物がほかの手に渡った場合、共用部分の屋上は相手に持っていかれるということですか。もし、街づくり会社は何らかのことがあったときには。そうではないでしょう。私はちょっとおかしいと思うのですが、断言はしないで調べてみるぐらいの話ができるかどうか、ひとつ、お聞きします。

あと、株の状況というのは、我々は役員の交代があるとか、そういう報告はありますけれども、その人がどういう者であるかということとはわからないのです。例えば、名前をあげてですけれども、今回、2番目の勝又さんという方が新たに入ってきている。あるいは宮内さんという方が入り、そして、監査役にも新任があるということですね。何らかの経緯がわかる人が入ってきているだろうとは思いますが、その人がどれだけの株を持たれているのかは、知っていないものであるというふうに捉えますが。ただ、この報告書にないから、それ以外は説明できないということは、ちょっと違うと思います。

筆頭株主でありながら、そしてそれを議会の一員として私が聞いているのに関して、それは言うべきものではないとか、会社の考えとは違うとかという考えとは違うと思うのですけれども、私は公表を願いたい。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　個人の方もいらっしゃいますので、その方が何株持っている、議決権比率が何%あるということが、地方自治法の243条に基づいて出てきた報告書以外のことであれば、私がそこを今度ここで述べるというのは、私の判断ではできないと思っております。何らかの理由があるわけですので、株主の状況、そこがいちいち誰々が何株持っているということは、逆に一株式会社の中身でございますので、そこが皆さんが知る必要があるのかと、逆に私は考えております。以上です。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　私の1回目の答弁が、ちょっと言葉が足らなかったところがあるのですけれども、最初に屋上部分についてはララのものみたいな表現をしてしまいましたが、そうではなくて、正確には私どもは図書館部分を占有面積として区分所有しておりますが、そのほかの専有面積を除く部分については、共有部分だというのが正しい理解だと思っております。ですので、屋上部分全般、あるいはほかの部分の共用部分もそうですが、六日町街づくり株式会社のほうで運営をしていると。そこで除雪をして経費をかけるなり、市あるいはほかの方に賃貸をして駐車場を貸せるなりして、収益を上げております。そういった部分は収入及び経費

として整理されて、こちらで共益費負担金を負担したり、また共用部分の収益として上がってきたりという整理になるかと思えます。屋上部分に専有部分は持っておりませんというのが正しい理解だと思えます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 今回も販売費及び一般管理費の明細がついていなかったの、会計課のほうから前もってもらいました。ありがとうございます。その中で、今回、減価償却費が1,900万円出ています。利益が500万円ちょっとです。返済は1,000万円しかしていないということでは、本当にこれは減価償却費分の返済もできないということなわけで、相当やはり厳しい経営内容だというふうに思えます。これは皆さんが指摘していることなので。

それとあわせて、私が不思議というか、どうしても理解できないのが、5億円を超える固定負債があるわけです。その中で、この中に一切、利息というのが出てこないのですね、支払利息というの。1%だって500万円になるわけで、その辺がどうなっているのか、もしわかったら教えていただきたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 高度化資金は無利子でありますので、利息はつきません。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 無利子とは知りませんでした。申しわけありませんでした。

それにしても、減価償却分の返済もできないということであれば、当然、負債が増えていくようなことになるわけで、そういう点では令和5年に見直しをするという話だったのですが、1,000万円ずつでは50年かかるわけです。ですから、そういう点では本当に経営を何とか見直さないと、やっていけなくなるのではないかというふうに思えますので、その辺の対応をしっかりとっていただきたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 中沢議員のおっしゃるとおり、1,000万円ずつでは大変厳しいということ承知しております。その中で、一応、収支計画としましては、計画ですので、まだ具体的な中身はございませんが、令和4年からは1,500万円に返済を上げるという予定でいます。できるだけ早い時期に、2,000万円の返済が可能なような仕組みをつくっていかねばいけないというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第10、第14号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 14 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。これも地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、経営状況を説明するものです。

それでは、第 23 期事業報告書をごらんください。1 ページの I、事業の経過および当期概況ですが、アグリコアでは従来から南魚沼産を中心とした新潟県産ぶどうによる製品製造方針を堅持しています。昨年 10 月に酒税法改正があり、国産ぶどう 100%で製造したワインのみが「日本ワイン」を名乗れることになりました。外販部におきましてもその影響は大きく、商品のリニューアル効果もあり、好調に推移いたしました。

また、第 23 期においても日本ワインコンクールにおいて 3 商品が受賞し、品質の高さも評価をいただいております。レストラン部門では定休日を設けることにより人件費、管理費などの削減から営業利益の増加につながっています。売店部門は観光客の集客が落ち込んでおり、減収となっております。

売り上げにつきましては、製品売上高 7,841 万円、前期比 104.6%、売店部門では 3,684 万円、前期比 98.1%、レストラン部門は 4,962 万円で前期比 93.1%と、製品売上以外は減収となりました。全体としては、売上高 1 億 8,357 万円、前期比 98.9%で、当期の経常利益は 235 万円、前期比 107.4%となりました。人件費の削減効果、生産性の向上などから低調ではありますが、利益決算となっております。

続いて、2 ページの 1、営業成績及び財産の状況の推移です。今ほど説明いたしましたとおり、利益決算の業績状況となっております。

次の II、会社の概要につきましては、1、2、3 とも前年と変更はありません。

3 ページ 5、従業員の状況については、記載のとおりパート及び越後ワイン株式会社からの出向者を含め 10 名となっております。6. 取締役および監査役については、記載のとおり 17 名の取締役と 2 名の監査役となっております。

4 ページ、貸借対照表ですが、表の左側、資産の部の I 流動資産、1 億 5,238 万円は、製品などのたな卸資産が主なものとなっております、前期比 280 万円の減となっております。

II 固定資産、7,494 万円については、減価償却の関係で前期比 638 万円の減、資産合計は 2 億 2,732 万円で、前期比で 919 万円の減となっております。

表の右側、負債の部の I 流動負債、9,530 万円は、前期比で 530 万円の減、II 固定負債、2,795 万円は、借入金の減少により前期比で 1,517 万円の減となり、結果、負債合計 1 億 2,326 万円は前期比で 986 万円の減となっております。

その下の純資産の部、I 株主資本、1 億 405 万円は、前期比 66 万円の増となっております。

5 ページ、損益計算書ですが、1 ページで説明したとおり製品売上以外は減収となり、売上高は 1 億 8,357 万円で、売上原価が 1 億 966 万円となり、売上総利益は前期比 114 万円減の 7,390 万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費を引いて、前期比 133 万円増の 332 万円の営業利益となりました。営業外収益は 28 万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益は、前期比 11 万円増の 230 万円となりました。この経

常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益は、前期より10万円ほど増の162万円となり、黒字経営を続けております。

6ページの株主資本等変動計算書は記載のとおりで、2ページの株式の状況及び4ページの貸借対照表でも説明したとおり、純資産の合計は前期より66万円増の1億405万円となっております。

続いて、第24期事業計画書及び予算書をごらんください。1ページには第24期の取り組み方針が記載されております。南魚沼産を中心とした県産ぶどう100%の製造方針を継続し、特に付加価値の高い商品の販売に力を入れていくこととしております。また、外販、売店、レストランの各部門においてもそれぞれ記載のとおり目標を掲げ、取り組みを進めていくこととしております。

3ページ、第24期予算書ですが、第23期決算額との比較表となっております。売上高は2.0%増の1億8,720万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で1億1,180万円、売上総利益は2%増の7,540万円を見込んでおり、人件費や水道光熱費など販売費及び一般管理費が7,150万円で、営業利益は390万円を見込み、経常利益は300万円となっております。

第24期の純利益は前期の決算比68万円増の230万円を見込んでおります。

以上で第14号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 では、2点ほどちょっと聞かせていただきます。以前、行いましたクラウドファンディングは、その後、どういうふうにもその結果が出てきているのかというのをまたちょっと教えていただきたいと思っております。23期事業計画書のほうには投資してくれた方が約200人いるので、情報発信して販売につなげたいというそういうのもありましたので、どういった結果が出てきたかというのを教えていただければと思っております。

2点目ですが、ちょっと集客が落ちてきているということですが、24期に関しましては、これから9月にそれこそ浦佐駅の中に観光案内所ができるわけです。そういったところとの提携というか、そういうのを利用しての集客のアップというのは目指しているのかどうか。もし、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目のクラウドファンディングであります。これは平成29年に集めまして、181人から約1,120万円ほど集まっております。出資者への返戻金として平成30年度の販売促進費に240万円ほど載っておりますが、これが出資者に対する返礼品ということであります。

やはり今回のクラウドファンディングは投資型でございますので、投資していただいたお金を、使い道としては主に原材料の購入、ここで高品質なワインということで使わせていただいております。

この中で、クラウドファンディングの成果ということでございますが、投資の額が1口5万4,000円という非常に高額な金額にもかかわらず、181名から集まったということで、言い方は正しいかどうかわかりませんが、非常に質の高い顧客名簿、これがアグリコアのほうにあるわけです。今年度もそのお客様に対してダイレクトメールを送ったりして宣伝をしております。

ですので、形としてはやはり新規事業で資金調達で顧客を囲い込む形としては、非常に有効なクラウドファンディングだったというふうに私は捉えております。当然、投資型でありますので、今、売り上げが出た分はちょっとお返しできる部分があるのですが、そのほかにつきましては、また、最終的には皆さんにこの金額をお返しするという形になっております。

あと、もう一点、集客が落ちている点。これはいろいろな考えがありますが、大きいのが、関越自動車道の高速道路でバスの事故がありました。そこから非常にワンマンバスとツーマンバスという形で、ワンマンバスで運転する場合、——これは私が計算したのですけれども——例えば東京の都内から出発すると、往復500キロという制限があったときに、非常に大和が日帰りだと微妙な距離なわけです。その関係で日帰りのバスが減っているのではないかと。そこら辺も私は考えていまして、今回、今、大平議員が言った浦佐駅の観光案内所、JR等を使った中、または営業するときはワンマンバスではなくてツーマンバスで、滞在型のお客さんを引き込む形でちょっと戦略を練ったほうがいいのではないかとすることは、話をしているところであります。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 まず1点目、クラウドファンディングに関しましては部長のおっしゃったとおり、普通にお金を集めるというよりも、やはりこうやって宣伝にもなりますし、そういった結果、上質な顧客名簿が入ったということですので、これを今、見ますと、高額商品の価格改定等もやっておりますので、ぜひ、こういった部分をきちんとしていっていただきたいと思います。

また、できればですけども、こういった結果をもうちょっと外にというか、市内にも、この議会だけではなくて、いろいろなところに発信していくことによって、こういうこともやっているという宣伝にもなると思います。そういったこともちょっと考えていく考えはありますか、教えていただきたいと思います。

観光に関してはそのとおりだと思います。ぜひ、新しくできる場所ですし、いろいろなイベント等に出ていくということですので、そういったところを利用されたいかがかとは思っています。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目のクラウドファンディング等、市内にもお知らせしたほうがいいという形ではありますが、ちょっとクラウドファンディングという形というよりは、越後ワインのいいワインがたくさんあります。そこら辺を、売上店舗を増やしていく形等も含めて、宣伝していければというふうには考えておりますので、またいろいろご意見を頂戴したいと

思います。以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 事業計画書のところを見ますと、新商品を販売し、スパークリングワイン3商品のラベルリニューアルで好評、ということで書いてあるのですが、先日こちらのレストランのほうへ行きましたら、もうこの好評という商品が、今の時点でもう品切れだそうで、だめだったのです。

これから新しいワインが出てくると思うのですが、せっかく好評なのにもったいないというふうに思ったわけです。それで、原料のぶどうが不足しているということがここにも書かれているわけですが、その対応、どこか増やしていくというようなことを考えていらっしゃるかどうかを1点お聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 やはりぶどうの確保というのは、一番重要な課題でございます。いい商品をつくりたくても、ぶどうが手薄であると。ぶどう畑をやっている方も高齢化で、何軒か後継者がいなくてやめたいという方も聞いております。ただ、その中で、うちは、今、ほかの圃場整備の関係等がありまして、圃場整備の条件ということもありますが、やはり園芸を20%。ただ、今ある圃場を20%園芸というのはあまり現実的ではございませんが、やはり山地でそれが条件となれば多少ぶどう畑にしてもいいというような地区もございます。そこから辺にまたちょっと働きかけて、やはりぶどうの確保という点は、私たちも協力してやっていきたいと思っておりますので、いろいろなところに働きかけをして進めたいと思っております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 貸借対照表と損益計算書を全般に見てなのですが、まずこの事業自体は旧大和町で6次産業化で始まったわけでありまして、ぶどう農家にとってどうなのかというところが、一番聞きたいところであります。まず、ぶどうの買い上げの価格です。昨年はどうであったのか。

それから、同僚議員から出ましたけれども、南魚沼市産のぶどうの割合です。去年は81.3%だったのですが、それはどうだったのか。

3つ目がやはりぶどう農家です。ぶどう農家の収入とすると、大体どのぐらいになっているのか、一番気になるところであります。

4点目が毎年、少しずつでありますけれども利益を出しているわけでありまして、第三セクターで始まったということで、なかなか解消のほうについては難しさがあったのですが、こういうふうに徐々に伸びてくるというのであれば、越後ワインの方たちに市の持ち株を少しずつ買っていただくということについては、前期についてはアクションがなかったわけですが、今後そこら辺も考えられるというふうなのか。

以上4点を伺います。

○議 長 産業振興部長。

**○産業振興部長** まず、ぶどうの市内の割合でございます。平成30年度は、東ぶどう組合、旧大和、市内と合計しまして68%ぐらいで、昨年と比べると大分落ちております。県内では、白根、栃尾、津南から31.5%を購入しております。

あと、生産者の収入でございますが、おおよそと言いますか、昨年、平成29年のデータで生産者の平均収入が10アール当たりで20万円から23万円となっております。ですので、買い取り単価が1キログラム大体250円から300円という形になっております。

市の持ち株を生産者に売るといふ、確かにちょっとおもしろいアイデアだと思います。ちょっとそこら辺、私がここで株主としてそこを譲れるかどうかという答えはできませんが、大変おもしろいアイデアですので、ちょっと検討してみたいと思います。以上です。

**○議 長** 15番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** この第三セクターの役目というのは、民間企業をいかに離陸させるかということでもありますから、こういうような状況が続けば、この4番目の市の持ち株をやはり買い取っていただくという方向で・・・しゃる。解消ではないのです。まさに民間を育てることですから、当然よく考えていただきたいなと思っています。

やはり、ぶどうが68%——去年もそうだったのですけれども、国産ぶどうをいかに使っているかというのがブランドの割合に非常に大きなものだというのを聞いて、よそ様も始めていると。けさだか、きのうの新聞で、ぶどうの特例でしたか、・・・をつくったというところも出ましたので、やはり新潟県内、園芸のほうに力を入れている県のほうの肝入りでありますから、そこに向けてみんな競争を始めている。そうすると、言っては悪いけれども68%は、いい数字だったかな、などという気がしないでもないです。これがどんどん低くなっていくと、どうするのかなというところなので、そういうところの心配も含めて、やはりもうそろそろ民間のためのかじを切っていくということが大事なかな、などというふうに思っています。今、おもしろいアイデアだということでありましたけれども、それ以上の答弁がなければもうどうしようもないのだけれども、非常に私は画期的な考え方ではないかと思っておりますので、それこそ担当のほうでは……

**○議 長** 寺口議員に申し上げますが、意見を述べる場所ではありませんので、よろしくをお願いします。

〔「はい、わかりました。答弁がありましたら」と叫ぶ者あり〕

**○議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 株の話は、私は非常にいいアイデアだというふうに答えましたが、補助事業の条件で、市とJAの合計持ち分が一定割合を下回れないという条件がありますので、ここら辺を踏まえた中でまた検討をさせていただきたいと思っております。

あと、園芸20%という圃場整備の関係がありますが、この点に関しては、非常に難しい部分が大変あります。南魚沼産コシヒカリの供給が足りないという状況の中で、そこができる場所とできない場所とありますので、ただ、そういうできる可能性がある場所につきましては、できれば、ぶどうという形もとっていただけるような働きかけはしていきたいと思

ます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 役員、あるいは取締役、株主の関係でお聞きしますが、越後ワインとアグリコア——要するに越後ワインの取締役、株主が入ってきているということでありませう。そうした中で、確か市も越後ワインの株主であると思うのですが、今期の越後ワインからの一株当たりの配当、それからアグリコアの一株当たりの配当がどういった形になっているのかお聞きします。

今ほどの 15 番議員とも絡みますけれども、当時、増資の段階で、今回ずっと並んでいる株主の方々が増資をしたのです。増資をしたために、過半数以上を農協と市が持たなければならぬという条項がありますので、それで当時 3,000 万円の増資をしたわけですから、先ほどの論は成り立たない、否定されましたけれども、そういうことなのです。

ただ、設立当初は、越後ワインと、農協と、大和町なのです。それが、公が、農協と町が過半数以上持つということで、当時 510 万円だかの資本で始まったわけですが、それを今回、こういった増資を、当時言われたのは、越後ワインの職員は全て出向という形だったのですね。それが今度は、取締役までほぼ全員だと思っておりますけれども、役員に名を並べるようになってきているのです。その辺がこういった資料で明らかになったということです。やはりそういうことについて今度、筆頭株主としてどういった考え方を持つかと、こういうことだと私は思っているのですけれども、そういう点では、今回こうして公表された株主について、どういった状況変化があるかというふうに捉えているか、ひとつお聞きします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 最初の株式の配当についてお答えさせていただきます。アグリコアですが、1 株当たり 500 円。それが 702 株ありますので、35 万 1,000 円。越後ワイナリーからの配当は、確か、なかったと記憶しております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 取締役は越後ワインが多いということではありますが、ちょっと私はその中身を承知しておりませんけれども、では、アグリコアと六日町街づくり株式会社のほうの公表の仕方がどうかという点であります。会社の報告内容でありますので、なぜ六日町街づくり株式会社が出してこないかという点につきましては、私は承知しておりませんので、これについては確認したいと思っております。

ただ、株主数からいくと、圧倒的に六日町街づくり株式会社が多ございます。小口の方がかなりいると思っておりますので、そこまで全部ということがあって、公表していないということかもしれません。その点につきましては、確認して岡村議員のほうに後でまた報告したいと思っております。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の答弁の話を聞いていますと、越後ワインの配当がゼロ。そして、その面々がアグリコアのほうに進出して、そこで配当をいただいていると。こういった構図がで



きたのではないかというふうに思います。

そうした中で、後段で今、部長が言われましたけれども、街づくり会社との話がリンクしていますので一言申し上げますが、せめて取締役、監査役ぐらいの株保有は、我々が知っていて問題がないものであるというふうに思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議会のほうで知っていてもいいのではないかというご意見はご意見として伺っておきます。そこら辺につきましても、どういう意図と言いますか、出すかは確認しないとわかりませんが、どの株主がどれだけ持っているのかというのは、議会の報告に当たるかどうかという点もちょっと考えていただきたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 11、第 15 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 15 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出について説明をいたします。これも地方自治法の規定に基づき、経営状況を説明するものでございます。

それでは、第 2 期事業報告書及び決算報告書の 1 ページをお願いいたします。最上段 I 基本的な考え方として 4 項目が記載され、平成 29 年度決算への監事意見等を踏まえ、業務体制、指揮命令系統、帳票類、諸規定の整理を実施するとともに、事業を行っております。

しかしながら、4 にも記載のとおり、総括マネージャーの辞任等があり事業の縮小を余儀なくされ、平成 31 年度以降の事業実施体制の再構築準備を進めた、としております。

大きい II は活動の記録で、月ごと日付順に 4 ページまで概要が記載してございます。

5 ページ、6 ページにつきましては、大きい III 活動による主な成果について、市委託の 4 事業ごとに事業概要と成果と課題を記載してございます。

7 ページ、8 ページは、大きい IV 法人運営の状況について、総会と理事会などについて記載がございました。9 ページ以降が決算報告書でございます。

めくっていただきまして 10 ページ、貸借対照表、真ん中の列で最初の数字、流動資産合計 415 万 94 円、その下、下線の数字、固定資産合計 28 万 1,060 円で、一番右の列、最初の二重下線の数字、資産合計が 443 万 1,154 円、負債合計が 113 万 237 円、正味財産合計が 330 万 917 円となっております。

11、12 ページが損益計算書で、11 ページの上段から一番右の列、合計でございます。主に横線で囲まれた数字を説明させていただきますが、経常収益合計が 1,856 万 4,432 円、経常

支出の事業費のうち人件費合計が 948 万 5,355 円、事務費合計が 331 万 5,335 円、活動費合計で 131 万 6,660 円、事業経費合計が 286 万 395 円、事業費計 1,697 万 7,745 円となっており、下段、管理費計 1 万 350 円、経常支出合計では 1,698 万 8,095 円、結果、最下段の当期経常増減額が 157 万 6,337 円となり、最終的には、めくっていただきまして、12 ページの最終行、次期繰越正味財産額としては、90 万 917 円となっております。

めくっていただきまして、14 ページが 4 つの事業ごとの内訳でございます。当初予算では委託総額 2,484 万円の計画でしたが、冒頭説明いたしましたように事業等の縮小があり、決算では 1,856 万 1,400 円、額で 627 万 8,600 円の減、執行率が 74.7%となっております。

また、国の指導を受け、諸経費を含んだ委託料の算定といたしました。表の右から 2 列目の最下段、1,636 万 4,162 円と、今ほど申し上げました決算額 1,856 万 1,400 円との差額、219 万 7,238 円が諸経費の額となっております。

15 ページが財産目録、16 ページがキャッシュ・フロー計算書、17 ページは監事の意見書となっております。

続きまして別冊、第 3 期事業計画書及び収支予算書をお願いいたします。

めくっていただきまして 1 ページ、1 基本的な考え方としましては、定款に掲げる「住まう喜びを感じるまち南魚沼」の実現に寄与する」の実現を目指し、基本方針①から④が記載してございます。

2 事業の概要は、重点項目として①「雪」のある生活に魅力を感じる方々の移住推進をサポートするためにアフターフォローの実施、仕事や住居等に関する各種情報が提供できる体制の構築。②移住者を受け入れるための課題解決として、ボランティアの増加、キャッシュレス対応やドローン活用等による市内産業の活性化となっており、下段には、事務所の移転と実現力のある組織を目標とする、としております。

めくっていただきまして 2 ページ、A の基本運営事業では、月 1 回の理事会、年 1 回の総会、社員、有識者からのアドバイス、適切な事務所運営、スピーディーな情報発信と市民へのわかりやすい説明。B の C C R C（受入体制整備）事業では、①各種団体との連携、②スキルシェア事業、3 ページに移りまして③ホームページでの市内施設紹介、④住居・店舗マッチング。次の C 移住推進事業では、①が首都圏セミナー、②地元企業の欲する人材調査、③視察の研修・受入。D としまして市内企業活性化事業では、①がグローバル I T パーク等市内企業の活性化、②が市内産業振興、めくっていただきまして 4 ページが、③労働者の確保、④が各種セミナー。E の自主事業では、ドローン活用セミナーなどの自主財源確保の検討などとなっております。

4 ページ下段が、3 会社役員に関する事項が記載されており、変更はございません。

5 ページは、令和元年度の予算書で受託事業ごと、ごらんのとおり収入計が 1,976 万 6,000 円、支出計が 1,942 万 6,000 円となっております。

以上で第 15 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　この決算というか、これを見て、実際に移住してきている結果とか、そういう報告がなかったのでお聞きしたいのと、河合さんのところに職員が行ったということが多分、伺ってはいるのですけれども、お金のほうが入ってきているのか、まだ入っていないのか。一番最近、聞いた話では、まだ来ていないということですが、この件に関して時効があるのか、裁判をしてしっかりやっていくのか。その辺をどういうふうに関今後、進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議　　長　　U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長　それでは、1点目の質問、結果の報告ということでございますが、ご存じのとおり、まず平成30年度につきましては総括マネージャーの退任が相次ぎまして、なかなか結果のほうの実績という形での報告が、わかりづらいというところがございました。そこで、その中で体制を組み直すということで、年末から中身については社員の皆さんと協力をして、平成31年度はどのようにわかりやすい形で動くのかということをしてやっごございました。

結果としましてあげられるのは、例えば商品の販路開拓セミナーを行いましたとか、決済の動向セミナーというふうな形のセミナーの参加の人数がございます。そちらのほう商品が開発であれば3月には44名、決済のほうも30名、ドローンの関係も44名ということで、新しい仕事に関する普及の関係であったりとか、市内企業に対する周知は図られている状況でございます。

その関係で、人の不足のことが大変問題だということがわかってまいりましたので、どのような形でそれを調べて外向けにつくるのかということで、中身をやったわけでございます。首都圏セミナーで今までの中身をまとめまして、その情報を提供しましたところ、そのセミナーとアフターフォローの関係で、1人の方が地元就職及び移住をされたという形となっております。

そのほか、市内のビジネスのことに關しましても、セミナー等をやっております動いたというのが平成30年度でございます。移住者といたしましては、南魚沼市まちづくり推進機構だけということではございません。1年間での統計的な資料によりますと、約160名の方が移住者のほうにおられたという県への報告の状況でございます。こちらが、南魚沼市まちづくり推進機構が動いた結果についてという分析は行っておりませんので、その内訳は当方、手持ちがございません。

続きまして、河合代表に関するお金の関係でございますが、こちらのほう、昨年度におきましては、12月ごろから請求の関係と協議の関係が始まったということは、前にも議会でご報告を申し上げます。その関係でやり取りが行われているということもご報告を申し上げ、当方での精算分とあわせて、ご本人の勤務日数に関する費用の関係の協議が始まりました。結局、今年度も続いているわけございまして、現在のところ、まだ振り込みがございませんが、当まちづくり推進機構でお支払いいただきたいという形での金額につきましては、ご

了解はいただいているという状況でございます。

ただ、ご本人の勤務の関係の賃金の精算につきましては、あちらのほうから申し立てがあり、その交渉を続けているということでございます。今年に入りましても、3月と5月と7月にその旨の回答を出したり、請求を続けているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 補足をさせていただきます。詳細につきましては、今ほど課長が申し上げたとおりでございます。定期的に河合さんとは連絡を取って、この南魚沼市まちづくり推進機構の考え方については伝えて、お支払いをお願いしていますが、結果的には払っていただいているということですので、定期的には払っていただいているので、まず時効の問題はクリアできると考えてございます。

もう一点、裁判というような方法も可能性としてはあると思います。ただ、10万99円の金額の多寡ではございませんけれども、そのために裁判を、というところは、少し判断が難しいのかなというふうには思います。いずれにせよ、私どもの思いもございしますが、最終的には、南魚沼市まちづくり推進機構の組織としての判断をしていかななくてはなりませんので、私どもの考えは考えとして伝えたいと思っております。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 結果のほうですけれども、やはり全然進んでいない。空き家バンクとかそういう来られるような状況が、まだ全然進んでいないと思うのです。やはりそういうことを早くやったり——この土地ですと、やはり農業ですか。やってみたいなどという人もいるかもしれないのですけれども、借りの条件とかも決まっていますので、やはりそういうのを外していかなければ、なかなか口で言っても実のところは難しいのではないかというふうに考えます。

なので、横との連携とかをしっかりと図ったり、いろいろな制度を変えたりしていかないと、そういう人がいたとしてもなかなか受け入れられないという状況があると思いますので、なるべく早くそういうところをやるべきではないのかと私は思いますが、その辺の考え方があったらお聞かせいただきたいと思えます。

時効の件も、裁判の件もあれですけれども、いつかそういういつときがあるのか。相手は働き方の、タイムカードとかではないと思うのです。多分、土日とかも仕事をしていたかもしれないけれども、その分、平日どういうふうに住んでいたとかという部分があるので、なかなか働いていたところを、というのを出すのは難しいのかなと思うのですけれども。やはり払ってもらうものは払ってもらってから、またほかの言っている部分があれば、それに対応していくべきではないのかと私は思いますが、その辺の考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の移住定住に関するさまざまなハードルの件でございますが、おっし

やいますように特に農業関係については、それなりの制約もあって、すぐには難しいところもごございます。すぐに制約を外すというのは、市としては非常に難しい部分もありますけれども、言われたように横の連携を取りながら、まずはできること、地道なところから始めていくべきだろうというふうに考えてございます。

それから、2点目の河合さんとのことをございます。おっしゃいますように、ここの南魚沼市まちづくり推進機構の見解としても河合さんについては管理監督者でございますので、その分、例えば休日出勤でありますとか、時間外という考え方はもともと馴染まないという見解のもと、これは法律の専門家とも相談をしております。そういう結論を得て、それを踏まえてお話をしているのですが、そこについてはなかなか理解をいただいていないというのが実態でございます。今後も切り離せるものであれば、10万99円とそれから河合さんの主張する未払いの賃金というのは分離をして、一刻も早く一旦は10万99円については入金をお願いしたいというような話も、南魚沼市まちづくり推進機構にはしたいと思っております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ただいまの件でちょっと私が考え違いをしているのかもしれないので確認したいのですけれども、元のゼネラルマネージャーの件でなかなか尾を引いて解決しないのですけれども。私はこの委託契約、市と南魚沼市まちづくり推進機構がしている契約で、その中での10万円云々というところだと思うので、私は当事者は市と南魚沼市まちづくり推進機構でとりあえず決着しなければならないことだったような気がするのです。

だから、市は河合さん、河合さんといったらちが明かない話ではなくて、南魚沼市まちづくり推進機構のほうとの間で決着をする、そして南魚沼市まちづくり推進機構が河合さんのほうと決着をする。そういうふうにするのが本来の形だと私は考えているのですけれども、ずっとそうではない形でいるので、そこら辺のいきさつをちょっと教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 少し私の説明に言葉が足りなかったのかもしれませんが。済みません。繰り返しますが、まずは、河合さんに10万99円の返還を求めているのが、当然ですけれども、南魚沼市まちづくり推進機構ということになります。ですので、認識とすれば、南魚沼市まちづくり推進機構、対、河合さんという認識には変わりはないです。

ただ、平成29年度の経緯等も考えれば、私どもも南魚沼市まちづくり推進機構に対して、まるっきり南魚沼市まちづくり推進機構と河合さんの問題ですよと——厳密にはそうなのですが、その部分についてはやはり私どもにすれば、できる協力についてはできる範囲でしたほうが良いという判断で、私はしていませんけれども、職員もその問題について今までも直接、河合さんと面会をいたしました。

ただ、やはり河合さんの認識も、そのことについての当事者は河合さんと南魚沼市まちづくり推進機構なので、市は出てきてくれるなというようなお話もありますので、その後はもちろん私どもは面会をしてはおりません。先ほど私が申し上げたのは、南魚沼市まちづくり

推進機構に対しては時効等が切れないように定期的に請求も必要でしょうし、また、もし法律的な技術的なアドバイスを求められるようであれば、そこについては協力をしていくというような内容でございます。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 経緯からすると、市が、ある程度かかわらなければならないという気持ちと言いますか、そこはわかるのですけれども、本来の形からすると、そうではないだろうという気がするのです。そこで市が余りかかわり過ぎて、河合さんもそう言っているのでしょうか。それはMMDOとの関係だから、市が入らなくていいと。私はそちらのほうが正しいと思うのです。

そういうふうなことをしないで、MMDOを飛び越えてと言っては失礼ですが、経過があるのでわかるのですけれども、市がどんどん、どんどん入っていくからますます話が難しくなる。だから、市は市で、市民のお金ですから、きちんと形に沿ってMMDOにそれは請求する。それで、MMDOと元ゼネラルマネージャーの河合さんの問題ということに話を整理しないと、何か市の責任が非常に重くなるというか、続いてしまうという点があるので、この件もみんな承知してやっているのでしょうかけれども、そこら辺の考え方、今後もうこういう形でいくのかどうかというところだけ、では。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基本的な考え方は、今、議員のおっしゃったとおりでございます。また繰り返しになりますが、今までの経緯もあって、少し私どもが出過ぎたというような部分もあったかもしれませんが、私も答弁の中で少し言葉が過ぎた部分もあったかもしれません。

ただ、基本的には、おっしゃいますように、この問題については、河合さんと南魚沼市まちづくり推進機構の問題であります。私どもは南魚沼市まちづくり推進機構にお話をして、河合さんと交渉してくださいというのが基本であることは十分認識をしておりますので、そこはあまり必要以上に踏み込まないようには注意したいと思います。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 ページの活動による主な成果と、それから 14 ページの事業別決算額を関連づけてですけれども、それぞれ経費と言いますか、お金が出ているのだけれども、例えば 5 ページ、1. 地方再生のための C C R C 構想関連事業の企画・実施で、事業概要として 1、2、3、4 つ出ているのです。この 4 つでもって、それぞれ幾らかかったのか。要するに、事業にそれぞれ幾らかかったのかというのが、全く見えてこないのだけれども、そういうものを出せるのかどうか。そこをまず 1 点伺います。

そうした中で、C C R C のところのアプリ導入です。ボランティアのマッチングアプリを作成し、市に納品となっておりますが、これは商品ですけれども、MMDOがこのアプリをつくって、それを市に納品をする、売ってくるということなのかというのをちょっとお聞きしたい。

その下の、サ高住建設支援です。ここも事業が中止となったということですが、こ

れ自体も市がこういう施設をつくるわけではないわけですから、そこら辺が民間に対しての橋渡しと言いますか、そういうところでどういう経費が出てくるのか、ちょっとわからない。

めくって、6ページのグローバルITパークの活性化のところでは3つ事業をやっているわけです。外国人SEの居住体験の実施、2周年記念講演会、それから、にいがたBIZ EXPOへの出展支援というふうになっています。これなどを見ても、それで一体――課題のところには、アダムイノベーションの経営状況を好転させるような受注が発生しなかった、という成果が書いてある。そういうふうにすると、そこら辺が、大体幾らかけてこれをやったけれどもだめだったのかというところが全く見えてこないのです。総額で幾らしか書いてないのです。

そうすると、先ほどの河合さんの部分で、旅費がどうだ、食糧費がどうだということになると、どこの事業のどれに対して、それは市としてはお金を出しません、という判断をしたのか、よくわからないのです。そういうのを見てくると、非常に細かな報告がなければ、実は、これはだめなのです。ざざざと書いてもらっても、では、この事業に対して幾らだったのだ、こうだったのだというところがないのです。そういうのがない中で、これは報告ですから、ああそうですか、ぐらいいで終わるのだけれども、その報告を見ていて、今度、事業計画が出てくるわけで、予算があるわけです。その予算を判断しろと言ってもなかなか難しいわけですから。

だから、こういうようなせっかく5ページから6ページにかけての成果が出ているわけですから、これとあわせて14ページに出ているような経費、これを連動させたようなそういう説明書でなければわからないのです、こんなものは。金額が少ないから1万円なのか2万円なのかというレベルではないわけですから。これは本当にMMDOが全部やるとすれば、余りにも広過ぎます。多過ぎます。多過ぎることを市が本当に委託をしたとなれば、委託の仕方も問題があったかというようなところまでいかなければならないわけですから、そこら辺も知りたいので、この5ページ、6ページの成果それぞれについての経費というのは出せるのかどうかというところを、今言ったスキルシェアであったりサ高住であったりというところも含めて、ちょっと説明を願いたい。

**○議 長** U&Iときめき課長。

**○U&Iときめき課長** それでは、1点目の関係ですけれども、こちらの5ページ、6ページは、活動による主な成果ということで掲げさせていただいたものでございます。うちといたしましては、それぞれの事業ごとに、こういうことをやっていただきたいということで、人件費を含めた形で算定いたしまして、どのような実経費がかかるかというようなことでやってございます。

こちらはページで言えば、14ページの事業別決算額にもございますが、あくまでも契約ごとの実支出額の伝票上の数値と、自主事業会計ということで、14ページの右側の上のほうにございますが、こちらは国の指導によって、諸経費を含めた形での算定とすることということでございます。この法人の運営にかかわるものですか、人件費にかかわるもので、明確

に区分できないもの等が、自主事業会計というふうに欄にございますが、現実的には一般社団法人の運営経費というような形で、なかなか明確にこの事業ごとに分けられない金額もこの中には入ってございます。

ですので、それぞれの事業ごとで、幾らかかったかというところのものはなかなか出せないというのが現実でございます。うちとしては積算として、どのように人工がかかって、どのような形での経費がこの事業の中で必要になるのかというのを積算して、委託しているという考え方でございます。この主な成果も全てを網羅しているわけではございませんので、この中でこれが幾らというのはちょっと出せない、というのが現状でございます。

しかしながら、ある程度の活動内容等はうちと商工観光課のほうもございますので、中身を精査した上で委託料の支払いの手続をしているという形でございます。

6ページのグローバルITパークを例にしてのお話も同様の内容でございますので、全体としての人工ですとか、そのような形での経費を算定して、やっていただく実経費がどの程度かかるのかということをもとにしてございますので、全体としての委託料の精算というような形でご理解をいただければと思っております。

2点目は、アプリの納品という形になります。こちらのほうは今までボランティアアプリということで、人の空き時間、自分のスキルを使った形で相手方に提供する、そのやり方自体がなかなか難しいという問題が出てまいりました。こちらは、皆さんが、あいている時間でも有効に労働力を使うにはどうしたらいいのかというふうな話が出てまいりまして、そのためには手軽に使えるようなSNSを活用したアプリが必要だということで、皆さんが余暇を、より提供したり使うことができるようなアプリということで検討して、そのアプリを開発したということで、現実にはボランティアアプリですとか、お仕事をする場合、こういうものがあるという情報を、それぞれが交換する、情報をやり取りする、そういうアプリをつくっていただいたという形でございます。

3つ目が居住施設の建設の関係の支援がだめになった。こちらのほうは先ほど議員からも話がありました。市が資金を提供するわけではありませんが、民間の方が居住施設という形で円滑に動くためには、施設をつくっただけではなくて、それぞれの団体等の連携がなければなかなか運営ができない。どのような形で支援をしていくのかというところで準備をしていたところでございますが、その施設を検討している方の資金関係の協議がなかなか進まず、中止になったという状況でございます。以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

済みません。こちらのほうの実支出額というのではなくて、稼働時間というような形。協議ですとかそちらのほうの方との打ち合わせ等でかかったものでございますので、実経費としての支出はないと記憶しております。

[何事か叫ぶ者あり]

アプリのほうの考え方で平成30年度なのですが、こちらは今、社会福祉協議会と協議を進めているところでございます。今、既にある、形が決まったボランティアではなくて、いま



だかつてなかなか制度的には整っていなかったボランティアの関係で、希望の方と提供できるような方のマッチングを進めたいということで協議をさせていただきます。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 よくわからないということが、よくわかりました。本当におおざっぱにこういうふうに委託するというようなやり方でやったのだらうけれども、我々が一番気になるのは、5 万円だ、10 万円だという世界が、この 5 ページ、6 ページの成果の中でそれぞれ出てきた経費で、一体どこだったのかというところが一番知りたいわけだし、これほど多くのことを MMDO にやらせてどうなのか、ということになると、これは委託したほうもどうなのか、ということがよくわかったというようなところだったのです。

細かいところについて出せる状況ではないということであるならば、これ以上聞いても何も出てこないわけですから、大ざっぱは大ざっぱでいいのだけれども、そういうような決算報告で報告としてよしとは、なかなかわかりましたとは言えないですよ。

ですので、やり方としてどうなのかということ、こちらのほうの計画書がまた出ていますね。多分、同じようなやり方で委託をするのでしょう。そうではなくて、やはり細かなところがきちんと説明できると。この事業についてはこうなのです、というところがなければ、また同じようなことが起きるのではないかというふうな心配もしています。ですので、この第 3 期は非常に大事ですので、細かいところまで——皆さんは理解できるのですよ。私は理解できないのです——細かく理解できる説明ができるような出金をしてもらいたいと思っていますけれども、これを見た限り非常に難しいです。ですので、まあまあ体制が変わるのかどうかわからないけれども、あまり自分の意見を言うなということですから、これ以上は言いませんけれども。もうちょっとわかりやすいような説明ができるようにしてもらいたい。

○議 長 6 番・田中せつ子君

○田中せつ子君 第 3 期の南魚沼市まちづくり推進機構の事業計画書の中で 1 点伺います。移住推進事業というのが C で書いてありまして、次のページには労働者の確保というところが書いてあります。民間の企業のほうでは、安定的な労働者の確保というところも大変期待をして、ここに出資して、この南魚沼市まちづくり推進機構に入っているものだと思います。でも、この計画を見ますと、移住推進事業がほとんどであって、定住のところに係る、その後のフォローについてはあまり出てきていない。今度、3 期の事業計画ですので、そろそろそういうところにも目を向けていくべきではないかというふうに思うのです。

人口のほうも、先ほど移住者 160 人ぐらいということをお伺いしましたがけれども、移住に限らず人口の動向を見ますと、転入者は確かに多いのですけれども、その輪をかけて転出者が多いわけですので、入社しました、すぐやめました、ということではなく、安定的にここに定住していただけるような事業ということも重要になるかと思うのです。この計画をつくる時にそういったような意見が出たりしているのかどうかを 1 点だけ伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第3期でございますので、今年度の取り組みということでお答えさせていただきます。確かに、南魚沼市まちづくり推進機構の当初の成り立ちからすると、やはりCCR事業というのは、名目も中身もそこは外せないところでございます。ただ、今、議員がおっしゃいましたように、働く人の問題であるとか、いわゆる移住定住のほかに、この地域が抱える問題というのもあります。それにも対応するように、平成30年度にいろいろなことがありまして、元年は今の体制になって、少し地に足がついた取り組みをもう少し進めていこうというようなことでお話しております。

具体的には、今までの取り組みに加えて、地元の企業の方との採用戦略会議。1回目が終わりました。2回目も10月にやる予定です。それから、企業紹介ビデオです。ウェブページを大幅にリニューアルいたしまして、今、地元の企業さんの紹介動画を次々と上げてございます。39件申し込みをいただいて、今、11社が完成して、ウェブページを見ていただければ見られるようになっております。そういう、この地元についての対応、プラス、今までもやっておりました移住定住についての取り組みというところで進めていけばいいなと思っております。

今まで、平成29、30年度の途中までは、どうしてもそれぞれゼネラルマネージャー、能力的には非常に特色のある能力を持った方がついていらっしゃいましたので、その方の主導である意味、特色のある取り組みが中心だったと思います。今年度、令和元年度からはお話ししましたように事務局長体制ということで、必要に応じて専門家の知見を借りると。基本的なところは地道にやるというような体制に変わっておりますので、おっしゃいますように、地元の課題についても対応しながら事業を進めていければと思っております。以上です。

○議長 6番・田中せつ子君

○田中せつ子君 ちょっと私の聞き方がわかりにくかったかなというふうに思うのですが、移住に特化して定住のほうの事業計画が少ないのではないかと感じました。大変、多く移住しても、その方々がここにいつかない、定住しない、また出ていってしまっただけでは結果になりません。何人移住しました、というのは数字に出して、とてもわかりやすいところですが、今ほどもたくさんこれだけの事業を委託して大丈夫なのかという話が出ましたので、大変言いにくいところではありますけれども、移住者のその後のフォローで、ここに定住していただけるための事業というようなところが、そういう話し合いの中で出てきているのかどうかというところを伺いたいです。

○議長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ただいまは、南魚沼市まちづくり推進機構のほうの関係の委託事業ということでお答えしてございまして、市全体の施策の中といたしましては、定住を進めるという考え方の、ほかの事業もやっております。例えば、移住コンシェルジュの事業ですとか、若者を集めてその発信を横の連携でつなぐというところでも事業をやってございます。こちらの南魚沼市まちづくり推進機構における移住を継続する、定住に結びつけるというところは、相談をどのように受けて、どのように発信をしていくかというところのメイ

ンが、こちらの移住推進事業ということで掲げさせていただいてございます。

それぞれ、市内にはいろいろなグループがございまして、そちらのほうとお話をしながら、若者に対する動きですとか、その横の連携等についても、アフターフォローはともに役割をそれぞれ行いながら進めているというところでございます。

当然、お話の中では、まちづくり推進機構でも、どのような形にして、どういうふうな形で続けていくのかという議論は起こりますが、現実はこちらのほうでの活動というのは、なかなか書き込みがないというのが現状でございます。以上です。

○議 長 1 番・大平剛君

○大平 剛君 済みません、3点聞かせていただきます。まず、1点。先ほどちょっと佐藤議員とのやり取りの中で疑問に思ったので確認をさせていただきたいのですが、債権関係があるのは、MMDOさんと河合さんだけですよね。MMDOさんと、その使途の関係で、河合さんから戻ってきたお金を返す、返さないというふうな話は、あるのかないかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、まず、こちらの第3期の事業計画書及び収支予算書の2ページ、Aの基本運営事業の⑤各種広報のところですが、ちょっと先ほども私、申し上げたのですが、アグリコアさんのあの事業は、確かMMDOさんのクラウドファンディングでやったと思うのですが、例えばこういったものを、先ほどもアグリコアさんのところのやつでかなり成功したという話だったら、ぜひ、そういうのも載せるべきなのではないのか。というのも、私もきょう調べたらなかったものですから、ぜひ、前のところでやったことであっても、成果が出ているものであったら、きちんと載せていくべきではないのかという思いなのですけれども、そういったところを、今後、やっていくお考えがあるのかないか。

それと、隣のページ、3ページ目なのですけれど、④住居・店舗マッチングとありますが、これは空き家バンクと重なっているというか、空き家バンクを住居・店舗という形にされるのかどうか。ちょっとその辺を詳しく教えていただければと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 それでは、1点目の件の債権の関係でございますが、あくまでも対象はまちづくり推進機構と河合さんということで、市としてもそのフォローについては積極的に動いてきた、その主従の関係を崩さないように今後も継続していきたいというのが1点目でございます。

2点目はちょっと飛ばさせていただきまして、3点目の住居と店舗の考え方でございます。こちらは、うちが行っている空き家バンクにとらわれているだけの問題ではございません。こちらのほうに来られる方の、仕事の関係と住まいの関係の情報が、余りに現地に来ないとわからないというふうなところで、移住検討者の方からお話がございました。そこで、仕事の関係につきましては企業からヒアリングを行い、どのような方が本当に欲しいのかという情報を集めるということを平成30年度から始め、平成31年度には実を結んで、今回の企業ビデオとあわせて、企業紹介と仕事の関係を行っているというのが1点目でございます。

住まいの関係でございますが、やはり勤めが始まりますと、その次、どういう住む場所があるのかということが含まれますので、あくまでも空き家バンクというだけではなくて、地元で活用できる、Uターン、Iターンの方でも、ある程度使うだろうなという情報を、地元の不動産関係の方と連携を取りながら、賃貸、売買、問わずにその情報を集めて、一緒に7月にリニューアルをいたしましたホームページに掲載を始めたというのが、わかりやすく、今、目に見える形での状況となっております。

2番目は、商工観光課のほうから答えさせていただきます。以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 クラウドファンディングの件になります。昨年については、南魚沼市まちづくり推進機構さんのほうでご紹介いただいていた。ただ、過年度事業になりますので、その辺がPR不足というのがあるというのは確かに認識しますので、そこについてはまた南魚沼市まちづくり推進機構さんとバックナンバーという形でご紹介できるかどうかというのを相談させていただきます。以上です。

○議 長 1番・大平剛君

○大平 剛君 2番目に関しましてはわかりました。それでちょっと先に3番目のほうなのですが、バックナンバーという形でということですが、ぜひ、業績というのは積み重ねていくものだと思いますので、こういったところをきちんと今までやってきてよかった面というのは全部載せていくのが、正しいというか、正当な評価につながるのかなというところもあると思いますので、ぜひ、そういった面でのいうのを検討していただければと思います。

済みません。1番目ですが、私の聞き方が悪かったのか、要は、河合さんの過払いの分のお金の返却云々の話に関しては、返ってきたとしても、市は一切そのお金にかかわらないということですよ。ということを確認したかったので、済みません。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 議員がおっしゃるとおりに、市としてはかかわらないというふうな形での整理をさせていただいております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君

○岡村雅夫君 最初に、サ高住の問題を、建設支援——これはC C R Cのハード事業の部分ということなのですが、去年、総務文教委員会で調査している中では、4月の段階だったと思うのですが、あすにも発表できるというような話であったのです。ところが、いつになってもこの返事がない。最後になってこの事業が中止になったと。なぜかという、銀行融資が不可能と。では、何を支援しているのかということが私は不思議でならなかったのです。

なぜならば、事業費等が計画された中で、自己資金というものが、もう根本問題だと思うのです。自己資金なり融資なりがきちんと受けられるかどうか、事業を始められるかどうかという、民間ではそういう形だと思うのです。それが、どういった支援でこういう形——去年の段階では、まだ業者名が言えないがとか、事業体が言えないがというような話だった

のですけれども、何か調べてみていくと、この(株)エイトウィンズということが私は判明したなと思っていたのですが。何を委託しているのか、何を支援しているのかというのが、結果を見てみると非常にわかりづらい。その辺はどういうふうにお考えになっているのか、ひとつ、お聞きします。

そして、当時、今度はサ高住か、という話だったのですが、今度はハード部分というのはどういう形で計画して、こういったC C R C支援を求めていくのか、ひとつ、お聞きします。

そして、グローバルITパーク。これについても実績とか成果というのが、なかなか思わしくないような報告が今、ありますけれども、もう3年たちますよね。3年間は家賃を免除してでも、その成果を上げていただきたい。将来350社ですか、という目標を持って進めた。それについてどういった方向性を、今、執行部は見ているのか、ひとつ、お聞きします。

そして、こういった一つ一つを見てみますと、非常にMMDO自体が大きな課題を委託されているというふうに私は思うのですが、そうして、得意な形のゼネラルマネージャーもなく、そして事務局長ですか。どこまで権限があるのかもわからないような状態で、本当にやれるのかどうかということを感じるのですが、その考え方をひとつお聞きします。

そして、やれる方法としては取締役会議とか、要するに、理事会議ですか。月1回あるいは社員会議が3か月に1遍とかというような方針を立ててはいますけれども、職員は給料をもらっていますけれども、この役員、社員は、多分無償だというふうに話は聞いているのです。そして、これらの委託事業を本当にこなしていこうという形になっているのかどうか、ひとつ、そこをお聞きしたい。

それも民間企業、井口さん自体は違いますけれども、それも民間的な考え方ですよ。ある程度、自分の会社なりにメリットがなければ、なかなか本気になれないというのが、実際ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺、無償とメリットの関係というのをどういった感覚で捉えているのか、ひとつ、お聞きしたいなというふうに思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず、1点目のサ高住建設支援ということで、議員がおっしゃっているところの返済計画ですとか、資金の関係の支援を行っているわけではないということにご理解をいただきたいと思います。

建設にかかわるものは、個人の事業者の皆様が行い、その周辺のソフト的な見守りの状況ですとか、そういうところをどのようにして、周りの社員であったり、地域の方と連携を取っていくか、そういうところの関係を構築するための支援でございますので、その事業が適正かどうか、手持ちの現金の関係がどうだというようなところの支援ではないことにご理解をいただきたいと思います。

2点目の関係で、サ高住の今後はどうなるのかというところで、以前にもその(株)エイトウィンズさんの考え方がわかった段階で、皆様には情報提供を1回しております。なかなかその後の進展がないというふうな状況でございます。つきましては、平成30年度からお話を差し上げているのが、民間で、今ある建物をお使いになっている事業者の方にも声をかけて、

それを使った形でU I ターンの物件としての対応はできないかというところで、声をかけながら協議を進めたいということで動いているところでございます。

以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ITパークの件に関して、私のほうからお答えいたします。確かにB I Z E X P O等で知名度も上がっております。そこで、知名度が上がった分、実績として残っているかという、残念ながら、アダムイノベーションの収益のほうには、そのまま反映しているということではないという結果になっております。

ただ、今までは無償でブースを貸しておりましたが、今年9月からは有料になりますので、そのときに整理させていただいて、本当に今のアダムイノベーションに必要なブースのみを貸し出しをして家賃収入として、残った部分に関しましては、ほかの若手起業家と、今いろいろ活躍されている株式会社フラー等もありますので、相談した中でブースは埋めていって、うちとしては家賃収入を入れていきたい。ただ、アダムイノベーションが今までやったような形からは、若干方向転換ということで考えております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 4点目、社員の方々との関係、それから少し補足もさせていただきます。まず、ハード整備の考え方というご質問もあったかと思いますが、これについての市としての考え方は変わりません。あくまでも民間の投資を待つということには変わりはありません。

最後の社員の皆様方のメリットと言いますか、この組織としてやれるのかというようなご質問だと思います。私はやれると思っております。先ほど、田中議員さんの質問にお答えしたとき、大分、議員さんの質問の趣旨とは違う答弁をしまして申しわけありませんが、基本的には同じ内容でございます。

今までの経緯は経緯として、それを踏まえて令和元年度からは事務局長体制で、まずは地道な活動もしていかななくてはいけないということは考えてございますので、今までの首都圏での移住セミナーですとか、説明会等に加えて、さっきとまた重複いたしますが、市内企業さんへのヒアリング、それから人材確保に対する会議等を行っていきまして、地元の企業の皆さんとの結びつきを深めていきたいということで活動もしております。

先ほどの採用戦略会議の関係もそうですし、大平議員さんから質問もいただきました、空き家の関係も、ウェブページをリニューアルして、そこに載せているというようなことで、この地域にある課題についての問題解決への対応というのでも進めていますので、これからもその方向で進めていきたいと考えてございます。

社員の方々については、この南魚沼市まちづくり推進機構設立当時にそういう文字通り、南魚沼市まちづくり推進機構、地域再生推進法人の趣旨を理解していただいて、出捐をお願いしたところでございます。市を入れて8事業体といいますか、市を除いて7社の企業の方々が出資をしていただいているわけでございます。この趣旨に賛同をして出資をしていただいていると思っておりますし、今、役員をされている方については、特にお難儀をかけておりま

すが、その中でも、では、私たちがやりましょうと、昨年の混乱の中で、代表を引き受けていただいたり、というような状況です。現実問題、お難儀をかけているのは確かでございますが、やはりそれなりの意欲を持って対応していただいていますので、私はやれると思っておりますし、やっていただけるものと信じています。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君

○岡村雅夫君 資金とかそういうものを支援している問題ではないという話ですが、そういう部分をクリアしているから支援ができる、という形ではないかなというふうに思います。もう今にもスタートできるという話が、延び延びになっている。こういうのは、やはりちょっといかなものか、というふうに私は感じたもので、そういう話をしました。ハード部分、要するに居住棟を建設して、ということは、もうないのだというふうに捉えていいのか、ひとつ、お聞きします。

それから、グローバルITパークについてですが、今度、必要ブースに限ってやっていくということになると、この事業の最初の目的ですよね。もう、えらい集積地になるのだという話であったのですが、その辺の見通しをひとつ、ここで伺っておきたいというふうに思います。

本当に限られたブース、今、6ブースだと思いますけれども、そういった形で推移していくのか。その辺をひとつお聞きします……

○議 長 簡潔に願います。

○岡村雅夫君 あと、ゼネラルマネージャーについて、その経過で事務局長体制ということですが、私はかなり、役員——理事ですね、理事の方々には難儀をかけると思いますので、そういった方々がお骨折りいただけるような考慮は、予算面でもしていかなければならないのではないかとこのように感じたので、こういう話をしたわけであります。考慮していくべきだと思いますが、意見を伺っておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ITパークが、最初と趣旨が違うのではないかとこの岡村議員の意見がありました。全く方向性は変わっておりません。グローバルという形で、今までアダムイノベーションのほうからスリランカを中心に、そこから世界に発信という形でありました。そこで実際、このBIZ EXPOとMMDOが行っていただいたところに参加することによって、知名度が大変上がっております。今、そこが売り上げに反映していないということがありますが、ネットワーク等は構築されております。今後、その空きブースに関して、16あるうち、アダムイノベーションが何ブース本当に必要なのか。残った部分は若手起業家——また、ITの聖地として向かっていくという点に関しては、全く最初と変わりはありませんので、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、サ高住の関係でございますが、私どもにお話があったときに、ある地域にサ高住を建設したいというご相談がありまして、市としても協力できる部分については

協力をします、というところで始まっております。

そして、情報についてはその都度、皆様にお知らせできる範囲で、総務文教委員会でもお話もさせていただいたと思います。当然、その中で、その事業者さんの資金計画ですとか、具体的な、いわゆる内部資料まで私どもは見せてもらったわけではございませんので、実際、資金面でどうなのかという詳しい法人運営のほうについては、承知はしておりません。ただ、そういう意欲のある事業者さんがいらっしゃって、あの地域で事業をしたいということは歓迎すべきことでありますので、行政、市とすれば協力できるところは協力します、という考え方で対応をさせていただきました。

それから、最後の、理事の方々に、大変お骨折りをいただいている、難儀をかけているのは私も十分承知しています。その考慮について、何がよろしいのかわかりませんが、以前、お話をしたときに、とても金銭的な部分ということであれば、私の伺った理事の方はとんでもないという話をされていましたが、私も申しわけないと思いましたが、現状を考えれば、そういう状況ではないというふうには考えています。これは最終的にはこの法人が判断することですけれども、私どもが考えるに、残念ですが、今はその時期ではないというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時50分といたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後3時50分〕

○議 長 日程第12、第16号報告 専決処分した事件の承認について（公用車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第16号報告 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

本件は、平成31年4月12日に発生しました、国道17号南魚沼警察署前交差点での、公用車両による相手方車両への衝突事故における和解並びに損害賠償の決定につきまして専決処分とさせていただいたもので、地方自治法第179条第3項により、議会の承認をお願いするものでございます。

本件は、帰宅途中の職員が公用車で信号待ちの停車中に、不注意でフットブレーキから足が外れてしまい、前方に停車中であつた相手方車両に追突し、双方の車両が損傷したものです。幸い、人的被害はありませんでした。



当方の 100%の過失であり、損害賠償額も大きいため、損害賠償金の支払い遅延による相手方への一方的な不利益の発生を防ぐため、迅速な示談と支払い手続を行いたいことから、6月13日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

めくっていただきまして3ページ、専決処分書をごらんください。1 和解及び損害賠償の相手方は、埼玉県在住、男性。2 損害の額は、市が13万5,082円、相手方が57万7,255円であります。3 事故の責任割合は、市が100%。4 和解の要旨は、市が相手方に損害額を支払うことで和解し、以後、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、本件の賠償額、及び公用車両の損害につきましては、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

また、交通事故の防止には、さらに職員への徹底に努めてまいります。

1点、補足をさせていただきます。今ほど申し上げました事故の状況からいたしますと、相手方の損害が57万7,255円と多額でございますが、このうち21万600円が代車に係る経費でございます。相手方車両がトヨタのハリヤーという車でございまして、代車につきましても同じタイプの車を代車として使用したということで、この金額になっております。

説明は、以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 毎回そうですけれども、やはりちょっと事故が多いのかなというふうに思います。諸般の報告にも書いてありますけれども、やはり100・ゼロなどというのは、しょっちゅう100・ゼロということはこっちが全部、過失があつて悪いということなのです。この専決もそうですし、諸般の報告のもそうですけれども、ちょっと気をつければ何とかなっているような問題が、やはり何回も指導はしているとは答弁でいただいていますけれども、例えばこれが同じ人が2回、3回やっているようなケースがあるのかどうなのか。そうするとやはり不調法というか、同じ人というのはそういうふうになってしまうので、そういう面がどうなのか。

これは気をつけてもらわないと、ほかの自治体で、ではどうかというと、魚沼市は1回春ごろ、小学生を乗せていてバスの大きい事故があつたとは思いますが、うちの市は多いのではないかというふうに私は感じているのですが、その点はどうでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 同じ人がいるかということですが、私はここ二、三年、事故報告を見る立場にありますけれども、同じ人が来るという感じはないです。それぞれ違う職員が、それぞれ事故を起こしているということになっているかと思えます。

あと、他の市町村に比べて多いかどうかということについては、ちょっと調べをしたことはありませんのでわからない状況です。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 車でぶつかっていて、相手のけがもそんなではないだろうが、もし人にぶつかったとか言えば、本当に大変なことになるので、やはり気を引き締めて。台数も多いし人もいっぱい、いるのかもしれませんが、これをやることによって保険料も下がってはくるのだろうけれども、やはり使っていれば保険料は上がりっぱなしになっていると思うので、その辺もしっかり——財政面でもそうだと思いますが、保険だからいいということではなくて、やはり引き締めていってもらいたいなという思いがあるのですが、市長その点、答弁があったらお答えいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 お話のとおりです。大変、心を痛めています。常日ごろ、このことは、私また副市長からも話をさせてもらっていますが、なかなかゼロにはなりません。もう一度、綱紀粛正をして——当然、保険だからいいかという、これは個人で考えたらどういうことだということになります。一般の企業であれば、ということもあります。保険料が上がるということは、我々の保険のほうでは多分ないということですけども、それでいいということではありませんので、これは気を引き締めてやらせてもらいます。

交通事故防止を市役所が一番唱えていながら、市役所がこんなざまではだめだというふうには思っていますので、これからまた再度、引き締めていきたいと思えます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この公用車はどういった車種で、同乗者がいるような車なのかどうか、ひとつ、お聞きします。そして、説明の中でフットブレーキから、どういうわけか足が外れたということですよ。どういう報告を受けているのですか。そして、外れればすぐ、普通は動けばブレーキをかけますよね。では、どの程度の車間距離まで接近していたとか、本当に普通では考えられないことではないですか、ちゃんと一時停止をしていながら。無理をしてとまったのだとか、何かそこに。あるいはそのときの精神状態と言っては申しわけないですけども、ほかの考え事をしていたとか、そういう報告はどういうふうになっているのですか。そこをきちんとしていかないと、やはりケアレスミスというのは全部出ますので、どういった報告を受けているのか、もう少し詳しく説明したほうがいいのではないですか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 当方の車は、普通貨物自動車というのでしょうか、小型貨物自動車というのでしょうか、4ナンバーのバンという車種でございます。運転者のみの乗車でありました。

報告によれば、国道の信号で停車をしたのだけれども、不注意でブレーキから足が滑ってしまったということでありました。不注意ということですので、注意するよにという指導しかできないと言いますか、そういう形なのですが、報告としてはそういうものになっております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前に車がいて、そして一時停止、要するに自分もとまった。そして足が滑った。滑ればすぐ自分でまたブレーキのところを足をやりますよね。そのときにアクセルを

踏んでしまったとか、そういう状況がどうだったかと聞いているのです。

一時停止して数メートル先の車に、30万円もする損傷をどうして与えるか。それは高級車だったからと言えば、それまでですよ。さっき、そういうニュアンスが聞こえましたけれども、もう少し実態をきちんと把握していないと、教訓にも何にもならないのではないですか。もう少しお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃる点もあるかと思えます。私もこの50万円という額は決して安い額ではないというふうに思っています。21万円につきましては先ほど説明申し上げたとおりでございます。そして、保険会社は調査をするわけでございますけれども、私どものところには、当然ですが保険会社から自動車車両損害の調査報告書ということで、事故の状況、それからそれに応じた車の損傷状況について来ております。それを見ますと、やはり、今ほど財政課長が説明を申し上げた状況に間違いはないというふうには考えてございます。

多額ですけれども、表現は適正ではないかもしれませんが、損傷自体は少しへこんだ程度でございます。決して勢いよくぶつかったとかということではなくて、私どものワンボックスについてもフロントガラスの下のところが一部へこんだというような状況でございます。

ただ、ご承知かと思いますが、現在の車の修理の方法というのは、昔のように钣金して、後ろからたたいてするような方法ではなくて、一旦損傷があれば、ともすればそのパーツ全部そっくり全交換ということになります。今回の報告書でもリアのバッグドアについては、全て取りかえ、及びカメラもついていたようでございますけれども、そのカメラについても全部取りかえというように、いわゆるアセンブリー式の交換となりますので、どうしても高額になるというような状況だと思います。

このことにつきましても、保険会社の調査員が認めた上での示談となっておりますので、状況については以上でありますし、額についても高額ではありますが、適正な額だというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 保険会社は要するに過失割合がどうであるかということが一番の問題だと私は思うのです。そして、あとはその査定が正しいかどうかだと思うのです。ですから、私がさっきから言っているのは、額の云々ではなくて、運転者として、前に車がいるのがわかって、そしてそこでとまった。とまらないでしまったというのであったら、これは不注意とか前方不注意とかそういう形ですよ。とまって足が滑った。では、その足の長さですよ。要するに座席の位置が調整がきかなかったとか、あるいは調整をしないで無理して足を伸ばした状態、やっと届くような状態で運転をしていたとか、そういう事実があるかどうかということなのです。

普通は、げた履きでつるつと滑ってしまったとかというのであればともかく、普通であればそういうことはないというふうに、私はあまり経験したことがないもので。ただ、足が届かないと思うような、不慣れな車に乗ったときはそういうことがあるのかなというふうに感

じたもので、そこをきちんと調査をしておいたほうがいいのではないですか、ということをお聞きしたわけですが、どうでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そのことにつきましては、本人から交通事故の報告書を徴して、調査もしてございます。乗っていたのが運転手1人ということですので、本人の記載によりまして報告書はできております。それによりますと、今ほど説明申し上げたとおりで、何らかの理由でブレーキから足が外れてしまって、気づいて踏み直したときにはもうぶつかっていたという状況でございます。本当に不注意で申しわけないということでございますけれども、わかっている事実については、先ほどから説明しているとおりでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第16号報告 専決処分した事件の承認について（公用車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第16号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第13、第17号報告 専決処分した事件の承認について（令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第17号報告 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号）について、専決処分といたしましたので、ご説明を申し上げます。

所信表明でも申し上げましたが、7月16日に発生しました豪雨による土砂崩れや河川の増水などによりまして、農地、農業用施設、林道、道路及び河川に被害が発生いたしました。その迅速な災害復旧のため、歳入歳出にそれぞれ3,353万円を追加したものであります。

歳出では、農地、農業用施設が7か所、林道で8路線14か所の復旧のため、農林水産施設災害復旧費に2,325万円を追加いたしました。また、道路施設では13か所、河川では16か所への対応として、公共土木施設災害復旧費に1,028万円を追加いたしました。

歳入では、分担金に24万円、県補助金に650万円、市債に1,450万円を計上し、前年度純繰越金1,229万円をもって調整し、歳入歳出の総額をそれぞれ306億9,652万2,000円とい

たしました。

既に多くの被災箇所で、地元住民の皆さん、また消防団の皆さんなどに活動いただきまして、復旧に着手あるいは完了しております。今後も他の箇所などを含めまして、早急に復旧ができますように関係機関と協力し対応してまいります。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 17 号報告 専決処分した事件の承認について（令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第 14、第 67 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 67 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成 31 年 4 月 17 日に住民基本台帳法施行令等の一部が改正されまして、令和元年 11 月 5 日からこれが施行されるということがございます。この政令改正の趣旨は、女性の活躍を推進するという観点から、本人の申し出により、旧氏、その方が過去に称していた氏であって、その方の戸籍または除かれた戸籍に記載または記録されているもの、いわゆる結婚前の旧姓ということになりましようけれども、これを住民票あるいは個人番号カード等に記載することを可能とするという内容であります。

この改正に伴いまして、総務省から発出されております印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されまして、旧氏による印鑑登録を行うことができるようになったということから、当市の条例においても所要の改正を行うものであります。あわせて必要な文言修正を行うものであります。

議案書の 3 ページ、新旧対照表でご説明申し上げます。まず、第 4 条は、印鑑登録申請時

における本人確認の方法等について規定しておりまして、第3項第1号は、窓口で通常行っている運転免許証など写真付きの身分証明書による場合、第2号は、既に印鑑登録を行っている方が、その登録印鑑を押印した書面で本人であることを保証した場合が規定されております。

改正前の条例では、この保証人になることができる人を成年者、20歳以上の人に限定しておりました。しかし、印鑑登録は、この条例の第2条において15歳以上の方ができるという規定になっておりまして、特に保証人になる方を成年者に限定するという積極的な理由がないことから、総務省の事務処理要領に合わせて、「成年者」を「者」に改めるものでございます。この部分は政令改正とは関係のない部分でありまして、今回、見直しの中で成年者である必要がないのではないかとということで改正申し上げるものであります。

ただ、実例としてこの保証人で本人確認を行った例というのは、未だ窓口では実務としてはないということでございます。ほとんどない事例になります。

第5条は、登録を受けることができる印鑑に関する制限について規定しておりまして、第2項は、登録することができない印鑑について列記しているものであります。

第1号の規定は、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称またはそれらの一部で印鑑が構成されていないものは登録できないという規定でありますけれども、これに旧氏を加えまして、旧姓またはその一部で構成された印鑑も登録できるように改正するものであります。

また、改正前の条例において、通称について、いわゆる定義規定となる根拠条文を記載しておりませんでしたけれども、今回、旧氏について根拠条文を明記することとしたため、これに合わせて通称についても施行令の定義規定を記載することといたしました。

その下、第2号は、氏名、通称以外の職業や資格などをあわせて記載した印鑑は登録できないことになっておりますけれども、第1号と同様にこれに旧氏を加えるものであります。

めくっていただいて4ページ、第6条は、印鑑登録原票に登録する事項を規定しておりますが、第3号において旧氏がある場合は、これも登録事項に追加します。あわせて、外国人住民の通称について「当該」の文言を追加いたします。

その下、第11条は、印鑑登録証明書に記載する事項を規定しておりますが、第6条と同じく、旧氏も記載事項に追加いたします。

第15条は、印鑑登録を抹消する場合について規定しております。氏名、通称等に変更が生じ、登録した印鑑と合わなくなった場合は、抹消しなければならないことになっておりますけれども、これに旧氏に変更となった場合を追加いたします。

議案書の1ページに戻っていただいて、下のほう、この改正条例の附則であります。この条例は、改正政令の施行期日に合わせて、令和元年11月5日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　　ちょっと手続的なことでお伺いしたいのですが、住民基本台帳に登録されているというから結婚前の旧姓ですよね。そういうのがあれば印鑑証明にそれを括弧書きか何かで入れることができるというのでしょうか、住民基本台帳はそのままに、印鑑登録の手続だけそういうふうな申し出と申しますか、それをすればいいのでしょうか。旧氏も印鑑登録証の中に入れてくださいという申請をすればいいのか、というところです。

ただ、自動的にそれがぼんと入るといわけではないだろうから、それで、旧氏というのは住民基本台帳の中にありますよね。それを入れますよ、という申請が新たに必要だということか、ということなのです。それが1点。

それで、マイナンバーにもそれが入るといような話もちょっと聞いたのですが、それらについてもマイナンバーを既に交付を受けている方は、改めてそれを申請しなければならないのでしょうか。印鑑登録もそうですけれども、登録申請を受けている方はそれを入れるのだったら、両方とも改めて申請をして、新たな括弧書きで入っているのをいただくということでもいいのだろうか、ということです。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長　　あくまでもこの政令の中では、本人の申し出により、ということになっておりますので、その都度、手続が必要になる、申請が必要になるというふうに解釈されております。

婚姻の手続をされたときに、自分の姓が変わるといことになりましてけれども、そのときには旧姓を継続したいといことの申し出があれば、そこで書類もできますので、そのまま今、使っている印鑑が、コンビニ交付ができないように一旦は保留しますが、住民登録が完了した段階でその印鑑はまた使っていけるという形になろうかと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 67 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 68 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 68 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。まず、議案書に訂正がありましたこと、改めてお詫びを申し上げます。

では、第 68 号議案ですけれども、今回の改正は、平成 28 年及び平成 31 年の地方税法の一部改正のうち、本年 10 月 1 日から施行される改正部分について、条例の関係部分を改正するものであります。

本改正の主な内容としましては、消費税率 10%への引き上げにあわせまして、新潟県の県税であります、自動車取得税が廃止されまして、軽自動車税の環境性能割というのが新たに創設されたこと、及び保有課税であります軽自動車税——現在、市で課税しております軽自動車税ですけれども、これが軽自動車税の種別割に名称が変更されたことなどに伴います改正であります。

これらの改正は、平成 28 年の税制改正により創設されておりますけれども、消費税増税が延期されたことにあわせて、この施行が延期されておまして、さらに平成 31 年度税制改正によってその一部がまた見直されまして、本年 10 月 1 日から施行するというところでございます。

また、平成 28 年改正におきまして、地方法人課税の偏在を是正するという目的で、法人住民税の法人税割の税率を引き下げた相当額を、新たに創設します国税である地方法人税としてこれを徴収して、地方交付税の原資とするということで、国の再配分機能を強化するというになっておりました。これも消費税率 10%への引き上げにあわせて行うということにされておまして、今回、関係条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。11 ページをお開きください。第 9 条は、納税証明書への記載事項に関する条項ですけれども、軽自動車税という文言を種別割に改めるもの。第 10 条の本文は、延滞金の対象となる税目について、新たに創設しました軽自動車税の環境性能割、この条例の第 69 条の 6 第 1 項という条項になりますけれども、これを追加する改正。

めくっていただいて 12 ページ、第 10 条第 2 号及び第 3 号は申告納付に係る規定ですけれども、そこに第 69 条の 6 第 1 項を追加する改正であります。

第 22 条の 4 は、法人市民税の法人税割の税率を 12.1%から 8.4%に改正するというものであります。先ほどご説明申し上げたとおり、引き下げられた 3.7%分といいますのは、地方法人税として国がこれを徴収して、地方交付税の原資となって自治体に配分をされるということになります。

第 68 条第 1 項は、軽自動車税の納税義務者を規定するもので、新たに創設されました環境性能割は 3 輪以上の軽自動車の取得者で、従前の種別割といいますのは、軽自動車等の所有者を納税義務者とするという規定であります。第 2 項は、環境性能割について地方税法第 443 条第 2 項に規定する者、これは製造により取得をした自動車製造業者あるいは販売のために取得をした自動車販売業者などになりますけれども、これらは軽自動車の取得者からは除外



するという規定。第3項は法規定の追加に伴います、項ずれの修正と文言修正であります。

その下、13 ページ、改正前の第68条の2を削除するというもので、これは本改正条例の第69条の2に同様の内容で規定を置くことになっております。

第69条は、改正前の68条第2項において規定されておりました、みなす課税について、新たに1条を設けて詳細に規定するものであります。第1項は、売買契約において売主が所有権を留保している場合は、買主を納税義務者とみなすと。第2項は、第1項において買主の変更があった場合、新たな買主を納税義務者とみなす。第3項は第68条第2項において納税義務者としなないこととした販売業者、この方も車両番号の指定を受けた場合は、環境性能割を課すということ。第4項では法の施行地以外の場所、法の施行地ですから、つまり国外で取得をした軽自動車を、法の施行地内、つまり国内に持ち込んで運行の用に供した場合は、これを取得者とみなして環境性能割を課すというものであります。

下のほう、第69条の2は、改正前の第68条の2で規定されておりました日本赤十字社が所有する軽自動車等について、非課税とする範囲を定める規定であります。

めくっていただき14 ページ、第69条の3は環境性能割の課税標準を定めるもので、法施行規則により算定された額とするもの。第69条の4は、環境性能割の税率を定めるもので、第1号は平成30年度排出ガス規制50%、もしくは平成17年度排出ガス規制の75%の低減を達成しており、かつ2020年燃費基準を達成した車両については1%であること。第2号は、2015年燃費基準をプラス10%達成した車両については2%、第3号は、それ以外の車両について3%とするものであります。

その下、第69条の5は、環境性能割の徴収方法を申告納付によるもの。第69条の6は、申告納付の様式、期限などを規定するもの。第69条の7は、環境性能割に係る不申告に対する過料を定めるもの。

15 ページ、第69条の8は、環境性能割の減免について規定するもので、公益のため直接専用するもの、または第79条第1項各号に定める種別割の減免の対象となる車両については、環境性能割の減免の対象とするというものであります。

ちなみに公益のため直接専用するというのは、社会福祉法人、学校法人、NPO等が、施設利用者の通所あるいは通院等のために直接使用するというものでありまして、施設の職員の事務的な用務に使う場合には、対象外となるというものであります。

第69条の9は、NPO法人が設立から3年以内に取得した3輪以上の軽自動車について、環境性能割の課税を免除するという規定であります。これは、従前の自動車取得税において、新潟県が同様の課税免除を行っておりまして、今回の改正後においても同様の措置を継続すべきという判断によるものであります。ただし、従前の新潟県では、NPO法人が収益事業を行っていても課税免除の対象としておりましたけれども、他の規定あるいは課税の公平性を考慮しまして、南魚沼市においては、収益事業を行っていないNPO法人に限って課税免除の対象とするという規定にいたしました。

第70条は、種別割の税率について規定するもので、軽自動車税という文言を種別割に修正

し、税額区分の表記方法を改めたものであります。

16 ページ、第 71 条から 1 枚めくっていただいて 19 ページまでいきますけれども、第 79 条まで、これは軽自動車税という文言を種別割に修正して、引用する条文が改正されたことに伴います、項ずれの修正や文言整理などでございます。詳細の説明はこの間、省略させていただきますと思います。

19 ページ、第 79 条の 2 は、種別割の課税免除となる対象を規定したものの。

第 80 条は、軽自動車税を種別割とする文言修正と、項ずれの修正であります。

めくっていただいて 20 ページ、第 83 条は、平成 30 年 10 月 1 日に施行されました加熱式たばこの課税標準について、改正後の課税標準の割合を 0.2 から 0.4 に増やし、改正前の課税標準の割合を 0.8 から 0.6 に下げるという改正です。これは以前に改正を行いましたけれども、毎年、段階的に移行しまして、令和 4 年 10 月 1 日に完全に移行するというところでございます。

その下、附則の第 14 条の 2 は、環境性能割の非課税の特例を設けるもので、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り、取得した 3 輪以上の軽自動車のうち、第 69 条の 4 第 1 号で規定する 1 % の税率がかかる車両については、非課税とするという規定であります。

21 ページ、附則第 14 条の 2 の 2 第 1 項は、環境性能割の賦課徴収について当分の間、新潟県が行う。これまでどおり新潟県がこの事務をやってくださるということです。第 2 項は、軽自動車の環境性能については、国土交通大臣の認定等に基づいて判断をするということ。第 3 項では、不正な手段により国土交通大臣の認定等がなされ、認定等が取り消されたという場合に生じた、いわゆる環境性能割が今度は不足になるわけですがけれども、その不足額については、その認定申請を行った者を軽自動車の取得者とみなして、当該不正を行った者から徴収するという規定であります。第 4 項は、第 3 項により生じた不足額の 100 分の 10 を加算した額を環境性能割の額とするということです。これは不正申請に対するペナルティであります。

22 ページ、附則第 14 条の 3 は、第 69 条の 8 で規定します環境性能割の減免について、当分の間、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する規定を適用するというもの。

附則第 14 条の 4 は、第 69 条の 6 で規定します環境性能割の申告納付について、当分の間、これを新潟県知事に提出するというもの。

附則第 14 条の 5 は、新潟県が行う環境性能割の賦課徴収に要する事務経費について、法の規定に基づいて、南魚沼市が新潟県にこれを交付するというもの。

附則第 14 条の 6 第 1 項は、営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 69 条の 4 で規定する環境性能割の税率について、当分の間、第 1 号を 0.5 %、第 2 号を 1 %、第 3 号を 2 % に軽減するという規定。

第 2 項は、自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 69 条の 4 第 3 号で規定する 3 % の税率について、当分の間、2 % に軽減するという規定。

第3項は、自家用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の4第2号で規定する2%の税率、これを令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に限り、1%に軽減する規定であります。

23 ページ、附則第15条は、いわゆるグリーン化特例に基づく、種別割の重課及び軽課に関する規定であります。税率の改正はありませんけれども、軽自動車税を軽自動車の種別割に文言を修正し、特例の適用期間の修正を行うものであります。

詳細の説明は省略いたしますが、グリーン化特例は環境性能割の導入に伴いまして、令和2年度末までの2年間に限り、現行制度を継続し、それ以降は軽課の対象を電気自動車に限定するということとされております。

24 ページ、附則第15条の2、これは軽自動車税を軽自動車税の種別割とする文言修正。

8 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。第1条は、施行期日で令和元年10月1日から施行したいというもの。第2条は、市民税に関する経過措置。改正後の法人市民税の税率といいますのは、この施行日以後に開始する事業年度から適用されますので、改正後の税率で申告が行われるのは、令和2年度以降ということになるかと思いません。第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定。

9 ページ、第4条は、市たばこ税に関する経過措置の規定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大変難しい条例改正で、ちょっとよくわからないところ、特に軽自動車税のところがよくわからないのですけれども、確認も含めて聞いてみたいのですが。

今度、軽自動車が変わるということで、環境性能割と種別割という2本立てということになったと。種別割というのは従来の大きくくりの中で、もう一つは環境性能割というのが新たにできたということですよ。それについてはここにあるのですが、新しい税率で課税するのだけれども、途中でこう見ると——このとおりいくと、10月1日からこのとおりになるのだけれども、附則のところでは10月1日以降は課税何とか性能割というのは、県がとりあえず行うと。それも税率が今度は1%軽減があるということですよ。だから、10月1日から県がやるのだけれども、環境性能割というのは、1%つくということでもいいのだろうか。

そこのところと、そうすると、ますますわからなくなるのは、14ページの第69条の7で、過料というのが今度、出てくるのですけれども、市長が情状によりその過料の額を定めるとあるのですが、そこら辺になると、今度は県がやる期間、市長の立場というか、そこら辺の、当面この1年間のやり取りというのが非常にわかりづらいのです。

1%1年かかる。だけれども、その部分はみんな県に任せて、県から賦課徴収をしてもらって、県に納めるみたいなことでもいいのだろうか。それで、何か交付金みたいなので市の方へ入ってくるとか、そういうのでいいのだろうかというところが全くよくわからない税制改正なので、そこら辺をちょっと整理して教えていただきたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 環境性能割の徴収方法につきましては、条例上は市が徴収することになっておりますが、附則で当分の間、県が行うというふうな形になっております。今、市県民税を市で全て徴収して、県のほうにお渡している。そのまるっきり逆というか、そういう形になります。

県のほうが今まで自動車取得税を徴収しておりましたが、それが廃止されて、事務的にはほぼ同じような形で、今後は環境性能割を徴収すると。自動車税の環境性能割と軽自動車税の環境性能割、2つに今度は分かれますので、それを合わせて県のほうで全て事務をやっていただくと。その軽自動車分を毎月、市のほうに渡していただくというふうな形になります。

最終的な事務手続に必要な経費については、翌年度、精算という形で支払う形になっておりますので、こちらのほうは今回、計上はされておられません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 68 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 69 号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 69 号議案について、ご説明申し上げます。消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、10 月 1 日から地方消費税を含む消費税等の税率が 10%に引き上げられます。

本議案は、これに対応するため、消費税等の課税対象となっている施設の使用料・利用料、公共料金など、関係する条例の一部改正が主な内容でございますが、このうち 4 つの条例については、消費税関連ではない改正も含んでおります。関係する条例が 30 件と多数であることから、それぞれの一部改正条例を条建てとし、全 30 条の条例を定めるものでございます。

それでは、議案資料 13 ページの新旧対照表をお願いいたします。なお、条例名冒頭の「南魚沼市」は省略して説明させていただきます。

第 1 条は、手数料徴収条例の一部改正でございますが、別表第 1 では 7 項の住民票、9 項

印鑑登録証明書、10 項戸籍附票の改正は、消費税関連ではなく、自動交付機の廃止による削除となっております。

この 13 ページ最下段から 14 ページにつきましては、別表第 3 で「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正によります金額改定にあわせ、消防関係の 3 つの手数料の改正。

次、15 ページは第 2 条五十沢キャンプ場施設条例で、最下段、コテージの日帰り料金については、消費税関連ではなく、1 泊の利用料金を 1 時間当たりにした場合と均衡が取れていなかったため、4 人まで 1 時間 1,500 円を 600 円に、5 人以上 1 時間を 3,000 円から 700 円に見直しを行っております。

めくっていただきまして 16 ページ、第 3 条しゃくなげ湖畔観光施設条例も、次の 17 ページ、一番左の列で 2 段目、わらびのオートキャンプ場バンガロー 1 棟の日帰りの欄で、1 泊の利用料金を 1 時間当たりにした場合と均衡が取れていなかったため、4 人まで 1 時間 1,500 円を 600 円に、5 人以上 1 時間を 3,000 円から 700 円に見直しを行っております。これも消費税関連ではございません。

めくっていただきまして 18 ページは、第 4 条八海山麓観光施設条例、19 ページ中段からは、第 5 条行政財産の目的外使用条例のうち教育財産関係、少し飛びまして 22 ページ下段からは、第 6 条市民会館条例、次の 23 ページ中段から第 7 条五日町雪国スポーツ館条例、めくっていただきまして 24 ページは、第 8 条欠之上クロスカントリーハウス条例、25 ページは、第 9 条小栗山サンスポーツランド条例、めくっていただきまして 27 ページは、第 10 条塩沢勤労者体育センター条例、第 11 条二日町体育館条例、最下段からは、第 12 条屋外体育施設条例、飛びまして 30 ページをお願いいたします。30 ページ中段からは、第 13 条シャンツェ条例、第 14 条スポーツコミュニティセンター条例、めくっていただきまして 32 ページ中段が、第 15 条トレーニングセンター条例、その下が第 16 条大和 B & G 海洋センター条例、次の 33 ページが第 17 条農村環境改善センター条例、一番下が第 18 条農村広場条例、めくっていただきまして 34 ページ、第 19 条新潟県石打丸山シャンツェ管理条例、次の 35 ページ、第 20 条浦佐体育施設条例、第 21 条大和野球場条例、めくっていただきまして 36 ページ、第 22 条すば一く塩沢条例、次、37 ページ、第 23 条五十沢体育施設条例、一番下、第 24 条大原運動公園条例、めくっていただきまして 39 ページ、第 25 条モンスターパイプ条例、第 26 条旧五日町小学校体育館条例、以上は全て消費税関連の改正となっております。

めくっていただきまして 40 ページ、第 27 条水道給水条例でございますが、第 9 条、下線部の第 5 条第 1 項を第 6 条第 1 項への改正は、消費税関連ではなく、水道法施行令の改正に伴う条ずれの解消を行うもの。その次の別表第 1 と別表第 2 は、消費税改正によるもの。41 ページの最下段、別表第 3 の下線部、指定給水装置工事事業者登録料を、指定給水装置工事事業者指定手数料への改正は、消費税関連ではなく水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の更新制度が開始されるためのもの。1 件につき 2 万円を 1 万円への改正は、上下水道部として指定の額を 1 万円に統一するものとなっております。

次の 42 ページは、第 28 条下水道条例と第 29 条農業集落排水処理施設条例、最後 43 ペー

ジは、第 30 条浄化槽条例となっており、いずれも消費税関連での改正となっております。

11 ページにお戻りいただきたいと思います。第 30 条の次、附則といたしまして、この条例の施行期日、経過措置を規定するものでございます。第 1 項の施行期日は、令和元年 10 月 1 日から施行する souhaitable ものでございますし、第 2 項以降は、それぞれの条例の一部改正に伴う経過措置について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 消費税関連ばかりではないというのが入っていますけれども、今回のこの改正で増収の見込みはどれぐらいに考えていますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大変申しわけありません。算定をしておりませんので、お答えできません。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 各課にわたる問題が多分あると思うし、そうした中でその額がわかれば、この前の水道料金がよく言われますけれども、改定のときに 8% になるときに、ある程度、踏んだわけですね。そして、それを還元しようという形があったかと思うのです。要するに、8% には——それは税法上では納付はするとしても、徴収はしなかった例があると思うのです。そうした中で増収見込みがわからなければ、機械的に今度は 8% が 10% になるから、そういうのだと。そういった過去の考慮とか、そういう問題があらわされていないと。今、聞いたところによれば、把握をしていないということでありますので、やはり住民に密着したこの問題でありますので、試算をしなかったこと自体が私はいかがなものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 水道料金と下水道使用料については試算がなされてございます。水道料金につきましては年間ですと、2% の転嫁で 2,900 万円ほど、下水道使用料については 2,100 万円ほどというふうになっております。今回は年の途中でございますので、今年度の水道料の試算ですと 1,000 万円ほどという試算でございます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 担当課でこうしているところもあるわけですが。前年度並みの使用頻度であれば、どれぐらいの増収だとか、それによって、今、それなりの料金をもらっているわけだから、何らかの考慮ができるかどうかという判断をやはりするべきだというふうに私は思ったのですが、過去にそういう例がありますから、それを思ったのです。

水道課、下水道課ではちゃんとしているということになります。ほかの課はどうでしょうか。試算はしているけれども、今、持ち合わせていないということであるか、ひとつ、お

聞きします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 生涯スポーツ課につきましては、学校開放とその他の体育施設でございます。昨年の収入に合わせますと、1年間ですが、総額で約96万円増収になるということでございます。それが半年ですので、40数万円と把握しております。以上でございます。

○議 長 執行部、答弁ありますか。

企画政策課長。

○企画政策課長 各部署がそれぞれ試算をしていると思いますので、調べまして、来年度の予算反映などに活用させていただきたいと思います。

○議 長 3回、終わっております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 全体的なことではなくて、具体的なことで大変恐縮でございますが、こういう機会にちょっと聞かせていただきたいのですけれども。条例の部分に関しては、金額に関してはいいと思っておりますけれども、条例の金額の設定が現実の部分とどう違っているのかという部分が、私ども、正直言って、現場はよくわからないのが現実であります。軽減措置というものもあると思っておりますけれども。例えば、この夏、夏期だと県外の人たちが入ってくるかと思えます。1.5倍という形で、多分、私も承知しておりますけれども、1.5倍にしてもこの数字にならないというのは、どういう状況になっているのでしょうか。お聞かせください。

例えば冬の部分、具体的な名前を出して大変恐縮でございますけれども、18ページの八海山麓スキー場の利用料金。実際、こういう料金になっているのかどうか。例えば、学校教育のほうの体育館の小中学校の使用の部分、こういう料金になっているのかどうか。現場はちゃんと把握されているのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的な名称が出ましたので、八海山麓の体育館が、現場が把握しているかということではありますが、当然、現場のほうから消費税分を払わなくてはいけないわけですので、そこが計算のもとになっております。そこの積算につきましても、利用数、また面積等から算出しておりますので、現場が把握しているかという点に関しましては、現場と協議した中で決定しておりますので、把握していると思っております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 私の質問の仕方が、大変恐縮でございます。現場という部分でありますけれども、どう考えても、この数字とは私は現実に違うというふうに認識をしているからこそ、私は条例は条例でいいと思うのです。軽減措置は軽減措置でいいと思うのです。そこをきちんと誰がしてもそういうふうになるという公平さを持たないと、やはりおかしいのがあるのではないですか、というふうに聞いているわけです。

例えば体育館の使用にしても、六日町と塩沢と大和といろいろあると思えます。違います

よね。現実にもしあつたら、きちんとこれは——議事録ですから、具体的な数字は申しません。でも、違うからこそ聞いているのです。皆さん方、そういうことをきちんと確認した中で、こういう条例をつくっているのかどうかということなのです。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 条例の関係で各地域で格差があるのではないかということだと思っておりますが、面積計算等々をさせていただくまでは、ちょっとそこまでは踏み入っていないということでございます。これからですが、各地域ごとの公共施設料金の見直しなども進んでくるのではないかなと私、個人的に思っておりますが、今回の消費税につきましては、既存のものの体育施設の原価を計算しまして、地域バランスは特に考慮していないということでございます。以上でございます。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 おっしゃるとおり、地域バランスを考えて考慮したらおかしいと思います。ですから、それが現実にならなっているかどうかということを確認した中で、こういう条例文というのをつくっているかどうかということ、現場サイドとしてこういう機会でありますから、1回調査してみる必要があるのではないですか、ということをお願いしているのですけれど、どうでしょうか。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今、議員さんのご指摘のとおりでございます。各地域のバランスも当然、大事でございますので、今後、その公共料金ですかね、も含めた中で、見直しのほうをちょっと進めていければと考えております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第69号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場で討論に参加します。

今回の条例は、10月に予定されている消費税の10%増税に対応したのですが、そもそも今回の10%への増税は中止すべきです。現在は、決して景気が良いなどと言える状況ではなく、非正規で働く人が増え続け、不安定雇用が広がっています。

また、お年寄りには年金を減らされ、介護などの社会保険料は増え、手取りは減るばかりです。さらに米中、最近では日韓の貿易戦争ともいえる状況、そしてイギリスのEU離脱などをめぐり、世界的な景気後退の懸念が広がっています。こんなときに消費税を増税するべきではありません。

そもそも消費税は低所得者ほど負担の重い最悪の大衆課税です。消費税導入と連動して行われた法人税減税と所得税の最高税率の引き下げは、格差と貧困の拡大をもたらしました。



こうしたもとでの10%増税は、低所得者ほど影響が大きくなります。この春からは食料品などの値上げが相次ぎ、消費者を直撃しています。

この上、公共料金の値上げは市民生活に影響を与え、負担増になることは確実です。特に、県下一高い水道料金や、県下でもトップクラスの下水道料金の引き上げは、市民生活を直撃します。したがって、市民生活を守る立場から、今回の条例には反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議 長 議案審議の途中ですが、本日の会議時間は、日程第17、第70号議案までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 それでは、続きまして、原案に賛成者の発言を許します。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第69号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場で討論に参加するものであります。

この消費税の10%増税については、先ほどの反対者と思いはほぼ同じです。しかしながら、国政に対抗して南魚沼市がこれをやらないということになると、その財源を一体どこに求めるのかということ、当然、議論をしなければならないわけです。今回のこの条例については、先ほどの同僚議員からの質疑にもありましたけれども、条例としてこの料金を決めると、それはそれでいいのだと。

問題は、現実に即して、軽減なり減免なりというところがどうなのか。また、その設定した金額はどうかということ、また別に議論をしなければならないのです。本来であれば、このもとの条例に関して、それぞれ、この体育館については高いのではないか、これは安いのではないか、いろいろなところを議論しておかなければならないのです。しかしながら、今回は一括してこういうのが出てきたわけでありましてけれども、消費税そのものについてはどうかということが、地方の中で議論が十分尽くされたのかということ、私はそうでないというふうに思っています。

実際問題、2%アップによって、多分、生活の方はちょっと厳しくなるという方が多くなることは、十分承知をしております。しかしながら、今回のこの第69号議案については、国の姿勢に合ったような料金アップでありますけれども、同僚議員から出たように、果たしてここに書いてある料金がこのままでいいのかということ、これを質疑して、担当の部署も、いやそのとおりだと考えるのです。

これから調査をして、この金額については直さなければならないところがあれば直すというような説明があったわけでありまして、そういうところは南魚沼市の実情に合わせた、そういう会計と言いますか、が行われていくのではないかとというような期待を持っていますので、そういう面でも、この第69号議案には賛成をするというものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は反対の立場で討論に参加します。前段に述べられた反対討論とは、ダ

ぶりません。今ほどの賛成討論について、私は一言、言わなければなりません。この条例を通して、それから判断をするというのは、なかなかそれを改定するのは難しいだろうというふうに思います。

先ほど私は質疑をしましたが、増収の額はそれぞれの課で試算し、そして総額幾らであると。そして、もし上がるとすれば、消費税が10月1日からであります。そして、半年間の消費税は幾らかということを経験した中で、8%になったときの例もありますので、何らかの考慮ができないかということでもあります。総額幾ら、1年間やったとすれば、そして半年なら幾らと。全て、私は今、議論になっている消費税が本当に施行されて、どうなるのか。

本当にこれ以上、市民を苦しめるわけにはいかないということになれば、ここでこの議案は、まず廃案にして、そして半年後に、なるほどなど。この額については、以前の水道料金のように、何とか吸収できないものかということ、きちんと執行部で考えるべきであるというふうに思います。

まして今、少子化、いろいろ話がありますが、そして、子育ての問題、そういった支援、そして皆さんの生きがいの問題、やはりこの辺はかなり考慮すべき問題ではないかと。公共料金、そういうものが上がることによって、どんどん便乗値上げも常態化してくるのではないかと懸念を申し上げて、この議案には反対の立場をとらせていただきます。以上です。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。第69号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第17、第70号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

**○消 防 長** 第70号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

消防団員の定員につきましては、平成29年度に2,355人から2,300人に改正し、現在に至っておりますが、消防団員数は年々減少しており、令和元年6月末現在、2,221人となり、定員と79人の差が生じています。

消防団員の確保につきましては、方面隊ごとに勧誘を行っており、毎年、団員は加入してい

るものの、人口の減少により退団者と同数の消防団員を確保できない部も多数見られます。

また、消防団員の退職報償金及び公務災害の負担金は、団員1人当たり2万円ほどかかり、定員数で計算されるため、実員との差が大きいと、必要のない支出が増大いたします。このことから、消防団本部会議に諮り協議した結果、了承を得ましたので、現状の実員に近づけるよう条例を改正したいものです。

議案3ページの新旧対照表で、ご説明申し上げます。第2条の定員に関する事項ですが、定員数2,300人を70人減じて、2,230人に改正するものがございます。

1ページに戻っていただきまして、附則の施行期日は、退職報償金の計算の基準日となる令和元年10月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 私は消防団員に対しては、本当にそれこそ、以前から定員が徐々に——私がいたとき2,500人ぐらい当時はいたのですが、今はこれだけまで減っている。これは今、消防長が言ったように、自分の地域を見てもそれは仕方がないというような状況だと、私も思っています。

だけれども、私たちのこの地域は、消防団員の皆さん方から、頑張っこの地域を守っていただいているのだということ、本当に私は強く思っているのです。ただ、そうした中で、それだけの人数を努力しながら、定員を少なくしながらも確保しようという努力は認められるのですが、もう少しやれる方、あと消防団員に、ある程度、年齢もあるでしょうけれども、この地域を守っていただくためには、消防団員の確保というものは絶対に必要だということ、なるべく私は本当は努力をしていただきたいのです。

ただ人数が少ないからこれはやむを得ないと、そういったような会議の中でも出ていたと言われましたけれども、本当にこの消防団員のおかげで我々は守られているということ、強く言っていたきたいのです。

私の地域もだんだん入ってくる方が少なく、本当に残念なようなときもあるのですが、そういった現状を、まだまだ声をかければ、何とか確保できるのではないかというふうな感じもするのですが、もう一度、消防長、回答をお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 前回、平成29年に条例改正する際も、阿部議員からはそういったご指摘をいただきまして、消防署でも新規団員を増やすというふうな目的で、市のホームページや、それから毎年5月と9月にイオン六日町店で消防のフェスティバル、車両の展示等をやっているのですが、その際にも団員加入ということで粗品を配ったり、いろいろな努力をしているところではございますが、なかなか入ってこないと。

やはり、地域の消防団の方々に加入の促進であるとか、実際の勧誘というのは非常に頼っている部分がございます、思ったような成果が出ないというところがございます。高齢人

口——働く人が、絶対数がもう少なくなっておりまして、これは南魚沼市ばかりではなくて新潟県、全国を含めて同様な、団員の減少が、今、訪れているところでございます。

国のほうからは大規模災害、それから自然災害に対応するために、できるだけ確保しなさいという指示が来ているところでございますが、実際問題、確保できない地域も非常に多くございます。

新潟県では機能別消防団員という、そういう制度を利用して、特定の災害にだけ対応する団員、それから大規模の災害のときにだけ出動する団員と、そういう特別な団員を設けている市町村もあります。令和元年の段階では、約 11 市町村でそういった機能別消防団というのを導入しているようでございますが、なかなか消防団員が特に少ない地域でそういった機能別を採用している状況でございます。

南魚沼市におきましては、幸い人口の減少も緩やかでありますし、消防団員の減少も緩やかに落ち込んでいるところなのでございますけれども、その中で新潟県の中でもトップクラスの消防団員数を確保しております。今後、団員がさらに減少するようであれば、機能別消防団を含めた組織体制というのも考えていかなければならないと思いますが、引き続き、消防のほうでは団員の加入に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 70 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部、終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は、あす 9 月 3 日火曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 5 時 11 分〕